

令和元年
統計調査における学生調査員の
世帯調査の可能性に関する調査報告書

2019年12月
弘前大学人文社会科学部

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センター

Innovative Regional Research Center

はじめに

本報告書は、青森県企画部統計分析課の委託を受けて、弘前大学地域未来創生センターと弘前市、青森県が連携して行った大学生調査員の世帯訪問の実験事業で見られた結果をまとめたものである。

人口減少問題が深刻な地方において、社会基盤としての社会経済統計の正確な収集を可能にする持続可能な統計調査体制を整備する上で、必要不可欠な事業である。そこで、青森県と弘前大学、弘前市は、統計調査への大学生の任用に連携して取り組んできたところである。大学生の統計調査員は、調査の正確性での評価が高いものの、これまで事業所を対象とする調査のみに従事してきており、世帯を対象とする調査は未開拓となっている。そこで、大学生が世帯調査に従事できる条件を整備するため、弘前市の支援の下、世帯調査に試行的に従事することを通して、課題（リスク）の抽出とそれへの対応策を検討・整理することに取り組んできた。本報告書は大学生の世帯調査に伴う課題を明らかにし、その解決策を提示したものである。

本調査報告書が、人口減少問題が深刻化している中で持続可能な統計調査体制を検討する上で貴重な基礎資料として一助になれば幸いです。

この調査にあたり、ご協力いただきました皆さまや関係機関などに、心から感謝申し上げます。

2019年12月

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センター長 李 永 俊

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 統計調査員の実態 | 3 |
| 第2章 統計調査員に対する聞き取り調査 | 10 |
| 第3章 参加学生の声(担当:日比野愛子) | 15 |
| 第4章 大学生の世帯調査の可能性に向けて | 19 |
| 参考資料 | 21 |
| 1 統計調査員の確保に関するアンケートについて | 23 |
| 2 統計調査員の確保に関するアンケート結果について | 28 |
| 3 平成29・30年度「統計調査体制強化システム構築事業」取組状況 令和元年度「統計調査体制強化促進事業」取組状況 | 43 |
| 4 国及び県の統計調査一覧表 | 47 |

第1章 統計調査員の実態

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年度推計）」によると本県の人口は、2040年には908,974人となり、2040年代前半には90万人を確実に割り込み人口80万人時代に入ると見込まれる。このような急速な人口の減少はわれわれの社会経済生活に様々な問題を引き起こしている。その中でもすでに顕著化した問題の1つが人手不足問題である。

県の代表的な産品であるリンゴ農家では担い手不足で耕作放棄地が年々拡大している。耕作放棄地が増えると、耕作放棄地で発生した病害虫が周辺の農家に広がり、思わぬ病害虫被害が発生するなど二次被害が心配される。その他、資材の購入や出荷などにおいて、規模の経済効果も縮小し、担い手不足の問題は本県リンゴ産業の持続可能性を脅かす深刻な問題となりつつある。

経済活動のみならず、人口減少問題は基礎自治体の行政機能にも大きなダメージを与えている。基礎自治体の人手不足の問題から発生したのが、2019年年明け早々に大きく世間を騒がした統計調査不正問題である。問題の発端は、毎月勤労統計調査が本来ならば従業員500人以上の事業所については全数調査を実施しなければならないところを2004年から東京都分に関して実際は約3分の1の抽出調査にしていたことが明らかになったことから始まった。この不正調査の結果、雇用保険などが過小に給付されるなど国民生活の根幹が大きく揺れた。

なぜこのような不正が起きたのだろうか。厚生労働省の特別監察委員会は2019年2月27日に発表した追加報告書で、「全数調査でなく抽出調査にしたのは都道府県などからの負担軽減の要望に配慮した」と回答している。正確な統計調査は国の政策決定を行う上で欠かすことのできないものであるが、正確な統計を収集するためには統計調査員の確保が不可欠である。他方、人口減少が急速に進んでいる基礎自治体においては、統計調査員の確保はますます困難な問題となっている。

そこで、本章では令和元年8月に県内の市町村を対象に実施した「統計調査員の確保に関するアンケート調査」結果を用いて、各市町村の統計調査員の実態を正確に把握し、その解決策を議論する土台としたいと思う。

1. 調査の概要

調査は県内40市町村の統計調査員確保担当者を対象に行われた。調査は令和元年8月に、質問紙をメールで配布し、メールで回収する方法で実施された。

現在各市町村が管理している調査員の人数を見てみよう。表1の左表は、各市町村が管理している調査員を階級別にまとめたものである。10名未満の市町村は6団体、10名以上150名未満が22団体、150名以上300名未満が4団体、そして300名以上が7団体いることが分かる。現段階で統計調査員を150名以上確保している団体が約3割いる一方で、10名未満の団体が7団体いることに注目しなければならない。

表1 管理している調査員数

| 管理している調査員数 | 市町村数 | 割合(%) |
|------------|------|-------|
| 10名未満 | 7 | 17.5 |
| 10~149名 | 22 | 55.0 |
| 150~299名 | 4 | 10.0 |
| 300名以上 | 7 | 17.5 |

| 市町村別 | 管理している調査員数 | |
|------|------------|-------|
| | 平均数 | 標準偏差 |
| 市 | 253.4 | 342.2 |
| 町 | 96.0 | 111.1 |
| 村 | 73.8 | 186.3 |

表1の右表は基礎自治体の規模別に管理している統計調査員数をまとめたものである。市の部では平均が253.4で、最低数が54、最高数が1165名となっており、自治体別に大きな格差があることが分かる。村の部においてもばらつきは大きく、最小で2名であるのに対し、最大は328名で自治体によって大きな差があることが分かる。

2. 統計調査員の実態

調査時点である令和元年8月1日に現在の登録調査員の数についてみてみよう。全市町村で管理している調査員数5235名に対して登録調査員は1591名で全体の30.4%となっている。市町村別にみると、40市町村のうち22市町村で管理している調査員数と登録調査員数が一致している。

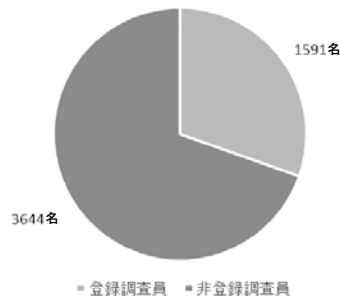
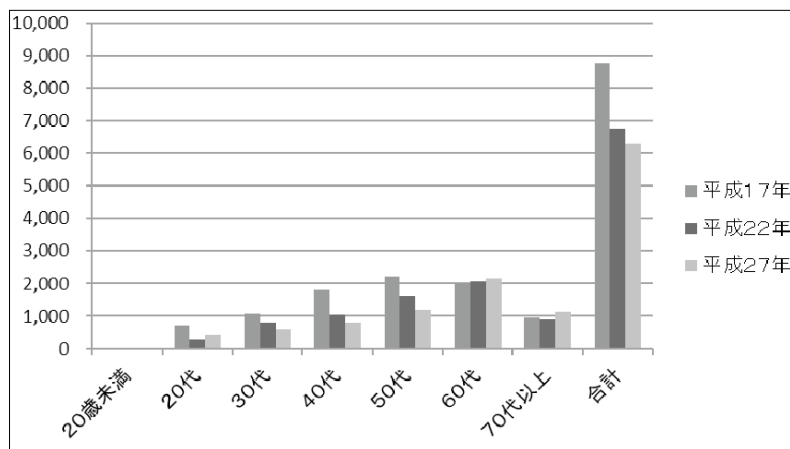


図1 登録調査員の割合

次に統計調査員の年齢構成をみてみよう。図2は平成27年度までの国勢調査に従事した調査員の年齢構成を図示したものである。まず注目してほしいのは合計の推移である。年々、従事調査員数が減少している様子がはっきりとわかる。年齢構成では50代までが年々減少しているのに対し、60代以上は若干ではあるが増加している。その比率でみると、平成17年が33.6%、平成22年44.2%、そして平成27年は52.3%となっており、60代以上が調査員の半数以上を占めていることが分かる。

(単位:人)

| | 20歳未満 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 合計 |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成17年 | 6 | 724 | 1,084 | 1,788 | 2,210 | 1,997 | 943 | 8,752 |
| 平成22年 | 10 | 298 | 799 | 1,050 | 1,613 | 2,086 | 900 | 6,756 |
| 平成27年 | 21 | 414 | 592 | 791 | 1,199 | 2,160 | 1,142 | 6,319 |



注) 県庁統計分析課作成

図2 統計調査員の年齢階級別構成比 (国勢調査に従事した調査員)

今回のアンケート調査においても、登録調査員1591名に対して60歳以上の調査員数が1026名に上っており、全体の64.5%が高齢調査員となっていることが分かった。また、高齢調査員率が50%を超えている自治体は25市町村で全体の62.5%に上る。逆に30.0%未満の自治体は9市町村で22.5%に過ぎない結果となった。この結果から登録統計調査員の高齢化が急速に進んでいることが分かる。

15～64歳の生産年齢人口の大幅な減少が続く中で、高齢者の労働参加は持続可能な社会を作るうえで欠かせないものである。しかし、統計調査員の高齢化は正確な調査を実施する上で大きな課題となる。個人差はあるものの高齢に伴う調査内容や調査用語などに対する正確な理解がかけることや、調査対象者への十分な説明が困難になることも予想される。また、近年導入が進んでいるインターネットなどを利用した回答手順などの説明においても十分な理解が得られないことがある。また、調査対象者が多世代にわたっていることを考えると調査対象者のライフスタイルに合わせて調査実施のためにも、より多くの世代の統計調査員を確保することが重要となる。

表2 統計調査員の実態

| 登録調査員(人) | 平成30年度中に辞めた調査員(人) | 加入から3年以内に辞めた調査員(人) | 平成30年度中に一度も調査に従事しなかった調査員(人) |
|----------|-------------------|--------------------|-----------------------------|
| 1591 | 89 | 69 | 881 |
| 100.0 | 5.6 | 4.3 | 55.4 |

登録調査員の内、平成30年度中に辞めた調査員の数を見ると、平成30年度中に辞めた調査員は89名で、全体の5.6%となっている。また、そのうちの69名が加入から3年以内の調査員で、離職率としては高くないが、注意を払う必要がある。筆者として問題だと思われるのは、平成30年度中に一度も調査に従事しなかったの調査員が881名、55.4%もいた事実である。この結果から調査が一部の統計調査員に集中していたことが推測される。調査員のニーズが少ない時にはやむを得ないことであるが、調査員のスキルを一定水準で維持するためには、できるだけ多くの調査員が調査を経験したほうが好ましいので、実施体制に対する再検討が求められると言える。

次に市・郡統計協会との関りについて見ると、市・郡の統計協会に所属している調査員は556名で34.9%となっている。登録調査員が全員統計協会に所属している自治体は6市町村であった。

調査員の推薦の他に、市・郡統計協会と連携して取り組んでいることについては、調査説明会が1市町村、調査員研修会が6市町村、調査員交流会が7市町村となった。4市町村は、調査員研修会と調査員交流会を両方上げており、統計協会の存在が統計調査員の横のつながりを構築していることが分かる。次に統計協会があることについてもメリットについては、「調査員の推薦に際して協力してもらえ体制がある」が9市町村、「新たな調査員を紹介してもらえ」が5市町村、「統計協会の調査員育成により人材育成が図られる」が7市町村となっており、人材の確保の面で統計協会の役割が大きいことが分かる。

3. 統計調査員の需給バランス

ここでは、統計調査員に対する需要と供給予測とのバランスを見てみたい。参考資料4は、県統計分析課で取りまとめた統計調査一覧表である。国の基幹統計調査の事務の一部を県や市町村が担っている国勢調査を含む17の基幹統計と県が独自で実施している5の一般統計が実施周期、実施年度別にまとめられている。また、標本抽出の方法によって全数調査と抽出調査に分かれている。大規模調査としては、2020年に国勢調査の本調査が予定されている。2020年国勢調査における統計調査員確保問題が側近の最大の課題となっている。

ここでは、過去の実施実態と統計調査員の確保に関するアンケート調査結果を用いて、統計調査員の確保に向けての課題と解決策を検討したい。

表3は県統計分析課がまとめた平成27年国勢調査市区町村別の調査員数の一覧表である。まず、総数を見ると、調査に従事した統計調査員総数は6338名となっている。統計調査員の確保に関するアンケート調査では、現在市町村が管理している統計調査員が5325名で、単純計算で1013名が不足していることになる。登録調査員については1591名で、必要とする人数の25.1%に満たない。現状のままでは統計調査員数が大幅に不足していることになる。

担当者への調査では、2020年国勢調査の実施に向けた調査員確保の見通しについて、6市町村が確保できる見込みと示しているのに対し、8市町村は関係機関との連携が進めば確保できる、24市町村は現時点で確保の見通しは立っていないと回答しており、調査実施に大きな不安を抱えている実態がよく分かる。

表3 平成27年国勢調査市区町村別の調査員数の一覧表

(都道府県名:青森県)

| 一連 番号 | 市区町村 コード | 市区町村名 | 調査区数 | 調査員総数 | | 任 命 期 間(確定期間) |
|----------|-------------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| | | | | | 調査員実数 | |
| 1 | 02201 | 青森市 | 2407 | 1390 | 1368 | 8月28日～10月27日 |
| 2 | 02202 | 弘前市 | 1327 | 839 | 821 | 8月5日～11月4日(3か月) |
| 3 | 02203 | 八戸市 | 1682 | 1069 | 1063 | 8月5日～11月4日(3か月) |
| 4 | 02204 | 黒石市 | 253 | 169 | 166 | 8月28日～10月27日 |
| 5 | 02205 | 五所川原市 | 439 | 295 | 289 | 8月5日～11月4日(3か月) |
| 6 | 02206 | 十和田市 | 491 | 326 | 325 | 8月25日～10月24日 |
| 7 | 02207 | 三沢市 | 295 | 192 | 192 | 8月25日～10月24日 |
| 8 | 02208 | むつ市 | 471 | 298 | 293 | 8月5日～11月4日(3か月) |
| 9 | 02209 | つがる市 | 237 | 157 | 151 | 8月26日～10月25日 |
| 10 | 02210 | 平川市 | 202 | 139 | 136 | 8月29日～10月28日 |
| 11 | 02301 | 平内町 | 94 | 63 | 60 | 8月25日～10月24日 |
| 12 | 02303 | 今別町 | 36 | 24 | 22 | 8月25日～10月24日 |
| 13 | 02304 | 蓬田村 | 22 | 15 | 15 | 8月25日～10月24日 |
| 14 | 02307 | 外ヶ浜町 | 75 | 49 | 47 | 8月24日～10月23日 |
| 15 | 02321 | 鱒ヶ沢町 | 112 | 75 | 71 | 8月29日～10月28日 |
| 16 | 02323 | 深浦町 | 84 | 57 | 54 | 8月25日～10月24日 |
| 17 | 02343 | 西目屋村 | 20 | 13 | 11 | 8月25日～10月24日 |
| 18 | 02361 | 藤崎町 | 101 | 68 | 65 | 8月25日～10月24日 |
| 19 | 02362 | 大鱒町 | 86 | 57 | 57 | 8月27日～10月26日 |
| 20 | 02367 | 田舎館村 | 45 | 29 | 29 | 8月25日～10月24日 |
| 21 | 02381 | 板柳町 | 97 | 64 | 64 | 8月25日～10月24日 |
| 22 | 02384 | 鶴田町 | 92 | 60 | 58 | 8月29日～10月28日 |
| 23 | 02387 | 中泊町 | 105 | 68 | 65 | 8月29日～10月28日 |
| 24 | 02401 | 野辺地町 | 110 | 74 | 72 | 8月25日～10月24日 |
| 25 | 02402 | 七戸町 | 134 | 101 | 99 | 8月29日～10月28日 |
| 26 | 02405 | 六戸町 | 59 | 39 | 39 | 8月25日～10月24日 |
| 27 | 02406 | 横浜町 | 37 | 24 | 23 | 8月25日～10月24日 |
| 28 | 02408 | 東北町 | 118 | 79 | 77 | 8月29日～10月28日 |
| 29 | 02411 | 六ヶ所村 | 78 | 55 | 54 | 8月25日～10月24日 |
| 30 | 02412 | おいらせ町 | 155 | 96 | 94 | 8月27日～10月26日 |
| 31 | 02423 | 大間町 | 43 | 29 | 29 | 8月25日～10月24日 |
| 32 | 02424 | 東通村 | 60 | 41 | 38 | 8月28日～10月27日 |
| 33 | 02425 | 風間浦村 | 17 | 11 | 10 | 8月24日～10月23日 |
| 34 | 02426 | 佐井村 | 20 | 13 | 12 | 8月29日～10月28日 |
| 35 | 02441 | 三戸町 | 89 | 57 | 54 | 8月29日～10月28日 |
| 36 | 02442 | 五戸町 | 137 | 104 | 104 | 8月5日～11月4日(3か月) |
| 37 | 02443 | 田子町 | 48 | 32 | 31 | 8月25日～10月24日 |
| 38 | 02445 | 南部町 | 147 | 94 | 91 | 8月26日～10月25日 |
| 39 | 02446 | 階上町 | 110 | 75 | 73 | 8月5日～11月4日(3か月) |
| 40 | 02450 | 新郷村 | 25 | 17 | 16 | 8月25日～10月24日 |
| 計 | | | 10160 | 6457 | 6338 | |

4. 調査員確保に関する取組

図3は調査員に関して困っていることを図示したものである。図から95.0%の市町村が人数の確保に困っていることがよく分かる。また、11市町村が継続的な登録、10市町村が人材の育成が困難であると回答している。そして、4市町村が人数の確保、人材の育成、継続的な登録、調査員活動の周知の全てで困っていると回答している。この結果から多くの市町村で統計調査員の確保が困難である実態がうかがえる。

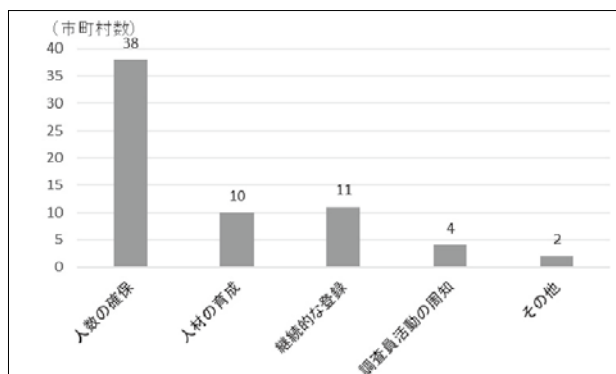


図3 調査員に関して困っていること (複数回答可)

表4 調査員の確保に向けての取組

(単位: 市町村数・複数回答可)

| | 既に行っている取組 | 有効だった取組 | 予定している取組 | 関心がある取組 |
|-------------|-----------|---------|----------|---------|
| 統計協会への依頼 | 3 | 2 | 2 | 5 |
| 調査員からの紹介 | 23 | 13 | 15 | 1 |
| 職員からの紹介 | 23 | 9 | 13 | 1 |
| 町内会への依頼 | 9 | 5 | 7 | 4 |
| 地元の各種団体への依頼 | 6 | 3 | 5 | 7 |
| 職員の従事 | 20 | 13 | 14 | 2 |
| 公募(国勢調査のみ) | 4 | 1 | 4 | 7 |
| 公募 | 10 | 5 | 8 | 4 |
| 退職者の勧誘 | 9 | 4 | 6 | 4 |
| 大学生の活用 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| その他 | 1 | 0 | 2 | 0 |

表4は各市町村が調査員の確保に向けて、既に行っている取組、既に行った取組で有効だった取組、予定している取組、現時点では予定していないが関心がある取組、以上の4点をまとめたものである。

まず、既に行っている取組でもっとも多いのは、調査員からの紹介で23市町村が行っている。次は職員からの紹介が23市町村、職員の従事が9市町村となっている。その中で有効だった取組としては、13市町村が調査員からの紹介と職員の従事を、9市町村が職員からの紹介を挙げている。

表5は、2020年国勢調査の実施に向けた調査員確保の見通し別に、既に行った対策取組数をまとめたものである。表から行った取組の数が多い市町村ほど、統計調査員の確保の見通しが立っていることが分かる。また、表5の右表から市の取組の平均数が一番多く、町、村の順に少なくなっていることが分かる。これは市町村の規模に取組量が依存し、取組の数が多いほど、統計調査員の確保が容易であることを示している。この結果から規模の小さい町村への支援が不可欠であることが分かる。

表5 既に行った取組と市町村別

| 2020年国勢調査に向けた 調査員確保の見通し | 既に行った取組数 | | 市町村別 | 既に行った取組数 | |
|----------------------------|----------|--------|------|----------|--------|
| | 平均数 | 標準偏差 | | 平均数 | 標準偏差 |
| 確保できる見込み | 3.17 | 1.3292 | 市 | 3.30 | 1.3375 |
| 関係機関との連携が進めば確保できる | 2.75 | 0.8864 | 町 | 2.61 | 1.2433 |
| 現時点では確保の見込みは立っていない | 2.60 | 1.5812 | 村 | 2.33 | 1.6143 |

表6 既に行った取組と募集方法

| 2020年国勢調査に向けた 調査員確保の見通し | (単位: %) | | | 市町村別 | (単位: %) | | |
|----------------------------|---------|------|-------|------|---------|------|-------|
| | 既に行った取組 | | 合計 | | 既に行った取組 | | 合計 |
| | 縁故型 | 公募型 | | | 縁故型 | 公募型 | |
| 確保できる見込み | 33.3 | 66.7 | 100.0 | 市 | 40.0 | 60.0 | 100.0 |
| 関係機関との連携が進めば確保できる | 57.1 | 42.9 | 100.0 | 町 | 61.1 | 38.9 | 100.0 |
| 現時点では確保の見込みは立っていない | 62.5 | 37.5 | 100.0 | 村 | 54.6 | 45.5 | 100.0 |

表6は調査員確保のための取組をタイプ別に分類してみた。表5の縁故型は、統計協会への依頼、調査員からの紹介、職員からの紹介、職員の従事、退職員の勧誘など、統計調査にかかわりのある方あるいは市町村職員を通しての募集活動を指す。他方、公募型は町内会への依頼、地元の各種団体への依頼、公募、大学生の活用など、一般地域住民を対象とした募集活動である。表6の左表から公募型の取組を積極的に取っている市町村ほど、調査員を確保していることが分かる。他方、表6の右表が示しているように、市町村規模が大きいほど、公募型の取組を積極的に行っていて、取組の数と同様、市町村の規模と大きく依存している点には注意を払う必要がある。

例えば、町・村になると対象者である地域住民数が限定されてしまうので、不特定多数に対する公募などを行うには大きな制約がある。しかし、地域住民だけでなく、県内の大学生や他地域の住民を対象に広く協力者を募ることも検討する価値のある政策ではないかと思われる。

次に調査員の確保に向けて予定している取組を見てみると、調査員からの紹介が15市町村、職員の従事が14市町村、職員からの紹介が13市町村となっており、縁故型に多く依存していることがよく分かる。また、現時点では予定していないが、関心がある取組については、16市町村が大学生の活用を挙げており、大学生の活用に対する期待が高いことが読み取れる。その他、地元各団体への依頼、公募などを挙げている市町村が比較的が多い。

以上から分かるように、多くの市町村が縁故型募集に多く依存しており、また有効な手段であると認識していることがよく分かる。しかし、実績ベースでは縁故型と並行して公募型を用いている団体が調査員を確保しており、今後各市町村において縁故型と公募型をうまく並行することが望まれると言える。

公募については、ノウハウがないとか、調査員の質が担保できないなどの不安の声があった。また、大学生の活用については、市内に大学・短大がない、近くにないため、人材の確保が難しいとの声が多かった。大学の偏在はやむを得ない現実なので、この問題に対して、どのような解決策が可能かについては、大学がある自治体や当該大学、そして調整役として県を交えて十分な検討が必要であると思われる。

5. まとめ—新たな一歩—

以上で述べたように、人口減少と高齢化の進展に伴い本県の統計調査員をめぐっては、高齢化や人材確保が困難な状況となっている。統計調査員のニーズが最も高まる2020年の国勢調査においては、63.2%にのぼる24市町村で統計調査員の確保の見通しが立っていない状況で、早急な対策が求められている。

そこで、青森県統計分析課と弘前大学では、調査員の若返りと世代交代の円滑化に向け、平成29年度から統計調査体制強化システム構築事業の一環として、大学生調査員活用事業を始めた。具体的には、工業統計調査及び毎月勤労統計調査特別調査において、学生統計調査員を任用し、調査活動に従事していただいた。学生調査員に対しては、弘前市の協力を得て、研修、調査員の説明会、調査活動、事後研修などを行った。また、大学としては、卒業研究などで用いる統計データがどのように集められているのかを現場から知ることや、社会の実態や地元への理解を深めることなどの教育的なねらいもあった。

このように実施された学生統計調査員に参加した学生からは、社会を知るいい機会であったとか、ビジネスマナーを学ぶことが出来たとか、統計調査の難しさを知ることができたなどの声が聞こえ、人材育成事業としても、教育的な観点においても有益な事業となった。

平成29・30年度に実施した統計調査体制強化システム構築事業の成果を踏まえ、令和元年には一歩踏み込んだ実験事業を実施した。大学生の世帯調査の可能性を検討する調査である。この事業は、弘前市の協力を得て、「弘前市市民意識アンケート調査」の調査員に学生が同行し、学生調査員が世帯調査を行う際に起こりうる諸課題を明らかにする目的で行われた。調査に参加した大学生と調査員の声をまとめたのが、第2章と第3章となっている。そして、ヒアリング結果を踏まえ、大学生が世帯調査の可能性への検討結果と政策提言を第4章でまとめた。

第2章 統計調査員に対する聞き取り調査

2-1 調査の概要

本調査は、弘前大学人文社会科学部と青森県により平成29年度より行われている「統計調査員育成プログラム」に関連する調査である。政策的にも学術的にも重要な基幹統計であるが、統計調査員の高齢化などもあり、今後人口減少が予想される地域において、維持が困難になる可能性がある。こうした点に対し、大学と行政機関が連携することで統計調査の維持可能性を高め、将来的な政策・学術課題への貢献を試みるものである。

統計調査員への学生の活用には様々なメリットがある。

教育上のメリットとしては、まず、実際の調査に参加し、データが作成される過程の一部を担当することで統計調査の重要性を学ぶことができ、データや統計への関心が高まる。データや統計への関心の向上は、データを直接的に扱うスキルを学ぶ統計学や計量経済学への理解を促進し学習意欲を高めるだけでなく、経済学や社会学といったより広い学問領域において、多角的かつ実証的な分析へと視野を広げることにつながると考えられる。また、調査対象者である企業や地域住民と接することで、自分が現在生活している地域の現状を把握し、理解が深まることが期待される。それにより地域の課題の発見と解決への関心が喚起されることは、大学における教育だけでなく、社会人として地域にかかわるうえでも重要である。さらに、調査員として企業や地域住民と接することで、ビジネスマナーや対人スキルの向上にもつながると考えられる。就職セミナー等で学ぶだけでなく、実際の業務の一環として経験することでより効果的にスキルを身につけることができると考えられる。

社会に対するメリットとしては、まず、統計調査員が確保できるため、統計調査を安定的に維持することが可能になる。人口減少が進むと、地域によっては統計調査員が確保できず、指定された方法での調査が困難になる可能性がある。学生は大学が存在している限り常に一定数が確保されるため、調査員として活動することで調査の維持が可能になる。統計調査は政策的にも学術的にも極めて有用かつ基礎的な情報を提供する重要な活動であり、その社会的意義は大きい。また、統計調査員としての活動は、大学卒業後も継続することが可能である。学生時代に統計調査員を経験しておくことで、将来再び統計調査員の業務を行いやすくなる可能性があり、その点からも統計調査員の確保に資する。また、統計調査員として活動する経験があれば、自身が何らかの統計調査の対象者となった際に、より積極的に協力するようになり、回収率の向上につながる可能性がある。こうした点からも、社会に対してメリットがあると思われる。

大学にとっても、学生の地域に対する関心を喚起することで、卒業後の進路として地域志向が高まる可能性がある。また、地域貢献の一つの形とも考えられる。

このように、統計調査員の活用には様々なメリットがあるが、一方で考慮すべき点もいくつかある。まず、大学がかかわる活動である以上、学生の安全の確保が重要になる。調査活動中のケガやトラブルは、大学における活動中に発生したものと、少なくとも道義上は同等であると考えられる。特に学生の場合、成人してはいるものの基本的に20代前半であり、社会経験も乏しい。通常の調査員であれば臨機応変に対応できる状況でも何らかのトラブルに発展する可能性は否定できない。また、現在活動している統計調査員に受け入れられるかについても考慮する必要がある。

現在、いくつかの地域では学生を統計調査員として活用する活動が行われている。しかし、上記の懸念があることから、主に事業所を対象とした調査に限られるようである。弘前大学においても29年度より企業に対する調査に限って学生統計調査員の試験的な運用を行ってきた。企業であれば、調査対象となることに慣れているため、比較的スムーズに調査票の配布と回収ができると考えられる。また、基本

的に事業所という組織体であるため、個人特性に起因するトラブルも発生しにくいと考えられる、特に地域の大学の学生が相手であれば、地域内の評判や大学内における評判が将来の活動や採用に影響する可能性があるため、比較的協力が得やすいと考えられる。学生にとっても地域経済の状況を知るうえでより有用な経験が得られると考えられる。一方で、世帯を対象とした調査の場合、企業に比べると調査に慣れていない可能性があり、より丁寧な説明が配布や回収の際に必要となる。また、応対する相手が基本的に個人となるため、企業を対象とした場合と比べるとより個人特性に左右されやすくなり、トラブルが発生する可能性も高いと考えられる。こうした点から、世帯調査に学生を統計調査員として活用する事例は、全国的に見てもあまり例がない。

一方で、統計調査員に対するニーズは世帯調査においても非常に大きい。企業の場合は営業時間がある程度決まっており、比較的配布や回収が行いやすい。世帯の場合は各世帯の予定を外部から把握することが難しい。不在によって配布や回収の際に複数回訪問する場合があります、よりコストが大きい。世帯調査に学生統計調査員を活用できれば、そのメリットは大きいと考えられる。

そこで、本年度は世帯調査における学生統計調査員の活用の可否について検討を行った。統計調査における同行者制度を活用し、実際の統計調査に学生を同行させてもらった。4名の統計調査員について、各1名ずつ学生が同行し、許容される範囲で統計調査員に協力しつつ、実際の調査の様子を体験した。そのうえで、統計調査員・学生双方に聞き取り調査を行い、世帯調査における学生統計調査員の活用について、知見を得ることを目指した。

本章では、おもに統計調査員に対する聞き取り調査の結果を報告する。そのうえで、次章において学生調査員に対する聞き取り調査の結果を報告する。そして、これらの結果を踏まえて、統計調査への学生の活用について考察する。

2-2 聞き取り調査対象者について

本調査においては、学生4名がそれぞれ統計調査員の活動に同行し、認められる範囲内で補助を行った。同時に、統計調査員には学生の状況を観察してもらい、学生が統計調査に携わることの可否や考えられる利点・問題点について意見を述べてもらった。今回は同行した調査員4名のうち、3名にインタビューを行うことができた。以下に、その調査員の概要について説明する。

インタビューを行った調査員の性別は、男性が1名、女性が2名であった。また、統計調査員への報酬を主な収入としているケースはなかった。調査員経験は25年以上、15年目、10年目であり、調査員を始めたきっかけは行政からの働きかけが1名、町会長からの依頼が1名、親族からの引継ぎが1名であった。また、2名は指導員の経験があり、他の調査員の書類のチェックを単独またはグループで行った経験がある。ただし、この2名についても同行者を伴った調査は初めてである。

調査時の学生との役割分担については、どの調査員もまずは学生に自分のやり方を観察してもらった。また、訪問先の住所の確認作業を手伝ったり、次の訪問の準備をしてもらったり、荷物を持ったりなど、補助的な作業を分担して行った。こうした細かい補助であっても、普段すべて自分で行うのに比べるとかなり作業効率が上がったそうである。

2-3 統計調査で直面する問題と工夫

まず、調査員に対し、普段の統計調査における留意点や工夫について質問した。

留意点としては、いずれの調査員も常に冷静であることを挙げていた。特に世帯を対象とした調査においては、調査対象者ごとの個人差も大きく、様々な事態に直面するようである。調査自体に対する不満や、その調査の対象に自分が割り当てられた理由についての苦情は毎回ほぼ必ず経験するようである。他にも身分の証明を求められ、身分証明書を見せてもそれが偽造でない証拠を要求されることもあるよ

うだ。また、柔軟な対応が求められるのは調査対象者が対立的な態度の場合だけではない。アポイントを取って訪問した際にもてなしを用意されてしまう場合や、話し相手が欲しいために調査以外の会話が多くなるケースもあるようだった。調査は一定期間に一定数をこなさなければならないため、このように余分に時間がかかる場合はやはり注意が必要で、調査対象者の気分を害することなく辞去することが必要だそうである。このように様々な局面に遭遇するので、特に世帯を対象とした調査については、統計調査員自身には冷静な対応が求められるとのことであった。

また、留意点として共通で挙げた項目に、世帯を対象とした調査における回収の困難さがある。配布についてはポストにメモとともに入れるなどの手段があるが、回収については基本的に対面で行うため、訪問時に在宅してもらう必要がある。対面することにより前述のようなコミュニケーション上のトラブルが発生することもあるし、そもそも不在の場合もある。調査対象者の仕事や生活のリズムによっては標準的な時間帯で対面することが難しい場合もあるようだ。連絡が取れる場合には事前にアポイントメントをとることも多いようだが、アポイントメントをとっていても不在ということもある。また、回収は調査期限に近い時点で行われるため時間の制約も厳しく、調査対象者が調査票を紛失することを防ぐためにもあまり時間を置かずに回収する必要があるが、なかなか難しい場合もあるとのことであった。

さらに、調査対象者が学生の場合には一般世帯とは違った困難さが生じることもあるとも指摘された。学生の場合、昼間は講義等で不在が多く、夕方アルバイトなどで不在の場合、通常の調査時間には対面が難しいことがある。学生アパートなどについては大家とも相談し、入口にメモを掲示して訪問可能な日を連絡してもらうなど工夫をしているが、学生からのレスポンスがあることが少なく、難しいとのことであった。

こうした世帯を対象とした調査の際に直面することが多い諸問題は、企業を対象とした調査の場合にはあまり起きないとのことであった。企業であればある程度調査にも慣れており、また営業時間が分かっているれば少なくとも不在ということとはほとんどない。統計調査員が適切な対応をしていればトラブルもなく比較的スムーズに業務が遂行できるとのことであった。

調査上の問題点については共通してあげられる項目が多かった一方、各調査員の工夫については個人差が見られた。ある調査員は、役所の担当者と連絡を密にとることを工夫として挙げていた。統計調査員も準公務員ではあるがやはり正規の公務員と比べると権威は低く認識されがちである。2、3回訪問しても不在が続いたり拒否が続いたりするような場合でも、正規の公務員である役所の担当者を通じて連絡を取ると、スムーズにいく場合が多いということであった。

その一方で、ほとんど担当者とは連絡を取らないと答えた調査員もいた。経験上、数回訪問すればほとんど回収できるので、拒否された場合はあまりしつこくせずに日を改めるようにしているそうである。複数回訪問すれば、以前と別の世帯構成員が対応してくれる場合があり、回収できることが多いとのことだった。

また、効率的に回収するために、特に調査対象者が高齢の場合などは配布の際にその場で調査項目を読み上げ、回答を代筆して回収する場合もあると答えた調査員もいた。高齢者の場合、目が悪かったり字が書き辛かったりして回答してくれない場合もあり、迅速かつ確実に回収する手段として利用する場合があるようだ。また、アポイントメントの際にはできるだけ広く候補日を出してもらうようにしているという答えもあった。調査員も多くの対象者を訪問する必要があるため、候補日が限られてしまうと時間制約がより強くなるためである。

2-4 学生が統計調査員業務を行ううえで考えられる利点と課題

こうした状況を確認したのち、学生が統計調査員を行ううえで考えられる利点と課題について考えを

述べてもらった。

学生が調査を行う利点としては、身分がはっきりしているということが挙げられた。年齢が若いと、場合によっては信頼が得られないかもしれない。大学生であれば身分がはっきりしているため、普通の若者よりも信頼を得やすい可能性が指摘された。また、調査対象者が学生の場合には、調査員も学生のほうが生活リズムを合わせやすく、回収率が上がるかもしれないと指摘した調査員もいた。また、国勢調査のように大人数が必要な場合はアルバイトなども入れるが、どうしてもクオリティが低い場合がある。大学生は身分がはっきりしているため、通常のアルバイトよりはまじめにやることが期待できるとの指摘もあった。

また、学生が調査員活動を行えば統計調査に関する情報が学生に伝わることになり、回収率が上がることを期待する意見もあった。特に学生についてはそもそも統計調査の認知度が低いように感じられる。学内で統計調査員の募集をしたり友人が統計調査員をしたりすれば統計調査についての認知度も向上するし、自分が調査対象者になったときも回答率が上がることを期待される。

インタビューを行ったすべての調査員が共通して挙げたのは、統計調査員不足の問題であった。現状は統計調査員の減少と高齢化が進んでおり、割当範囲の拡大などをしないと維持できない状況である。統計調査員の多くはボランティアや地域貢献の意識が強く、負担が増加しないほうが望ましい。大学生は毎年一定数が存在するため、統計調査員不足の問題を軽減することが期待できるということは、3人の調査員すべてが挙げていた。

最後に、学生に限らず、若者が統計調査員のように地域にかかわる活動を行うことで、ボランティアのような活動にもつながることを期待する意見もあった。

こうした利点が挙げられる一方で、学生が統計調査員をする場合の課題についての指摘も多くなされた。まず、やはり大学生は若く、その地域にずっといるわけでもないため、調査対象者がより対立的な態度をとりやすい可能性が指摘された。統計調査員が調査対象地域である程度長く生活していれば、調査対象者と顔見知りである場合も多く、スムーズに対応してもらえることもある。また、長期不在や調査対象者の標準的な生活リズムを近所の人に教えてもらえたりするなど、周囲から支援を受けられる場合もある。一方で地域外から来た学生についてはこうした支援が受けにくく、調査対象者とも面識がないえに若い場合によっては回収のハードルが上がる可能性が指摘された。

次に、学生自身の時間制約を心配する指摘もあった。大学生の場合、講義などの学生としての本分があるため、調査活動にさける時間が限られる可能性がある。回収を行う場合、どうしても調査対象者が在宅する予定を優先して活動する必要があるが、学生がそのような時間的に柔軟な対応がとれるかどうかを疑問視する指摘である。ただ、この点については割当を工夫することで解決可能かもしれないとの意見もあった。現在の調査担当区域の割当の際にも、車の所持などの状況を勘案しており、単純な均等割当ではない。担当範囲をある程度狭くしたり、あるいは昼間に不在の世帯が多い地域を優先的に割り当てたりするなど工夫をすることで問題が解決されるかもしれないとの意見が出された。

さらに、女子学生の場合には安全面について心配する意見があった。インタビューを行った調査員の中にも、あとをつけられたり、かなり強い表現で抗議される経験をした人がいた。調査は19時や20時ごろまでかかる場合があり、また、調査区域が繁華街のようなところになる可能性もある。女子学生については、複数人で訪問するなどの安全対策が必要なのではないかとのことであった。

また、学生が調査対象者になる場合についても、前述のような利点が考えられる一方で、同じ学生同士だと中身が知られたくないと思うようなこともあるのではないかと、との指摘もあった。年配の統計調査員に比べると同世代であり、場合によっては顔見知りだったりすると、回答内容が知られてしまうことを考慮して回答がゆがんだり、回収ができない可能性も指摘された。

最後に、地域的な特性として、津軽弁によるコミュニケーションの問題が挙げられた。大学生の場合、

必ずしも地元で育っているとは限らない。特に年配の調査対象者の中には津軽弁の訛りが強いケースがある。また、調査対象者がそのことを配慮して標準語で話そうとすると、緊張してしまったりしてやはりうまくコミュニケーションが取れないかもしれない。いずれにせよ、青森県において学生が統計調査員を行う場合は言葉の問題が発生する可能性が指摘された。

2-5 まとめ

聞き取り調査の結果、以下のことがわかった。

まず、統計調査員の側からは、学生が調査に参加することに対する否定的な意見は出なかった。統計調査員に学生が加わった場合、むしろ調査の負担が減り、制度の存続が容易になる点を評価する意見であった。インタビュー対象者が昵懇にしている他の統計調査員についても、多くが歓迎するのではないかという意見であった。特に統計調査員の高齢化と減少については調査員自身も危機感を持っており、継続的に若者が参加可能な仕組みを評価する声が強かった。また、通常の若者よりも大学生という立場が、調査対象者に対する信頼感にも、また調査員活動への適切なかかわりが期待されるという点からも、評価されていた。

次に、学生が調査員活動を行うことに対する利点もいくつか指摘された。若者が調査にかかわることで、調査の制度や意義の理解がより深まることや、地域に愛着を持つことなどが期待されていた。

一方で、学生が調査員活動を行う際には考慮すべき点についての指摘もあった。特に、時間に関する難しさと安全性に関する不安は大きな点として指摘された。調査票の回収に際しては、調査対象者の予定に合わせて訪問する必要がある。しかし、学業が本分である学生は、回収の時間を合わせにくい可能性が指摘された。今回の試験的な同行に際しても、調査員と学生の予定を合わせるのが難しかったとの声も聞かれた。本格的に活動をした場合、一定期間にわたって調査対象者に時間を合わせ続けることが難しいのではないかという点が指摘された。もう一つは、安全性に関することである。インタビュー対象の調査員の中にも活動中に不安を感じた局面があるとのことであった。調査区域や時間帯についてはやはり配慮が必要だろうとの指摘がなされた。

統計調査員に対するインタビュー調査から、世帯を対象とした調査に学生がかかわるためには企業を対象とした調査よりもさらに配慮と工夫が必要だということが示唆された。企業の場合、営業時間内であればある程度融通が利く場合があるが、世帯を対象とする場合は調査対象者に対してより細かく時間帯を設定する必要がある。また、調査対象者にも様々な対応をされることがあり、社会経験の少ない学生が柔軟に対応できるかどうかにも不安が残る。大学がかかわる形で活動を行う場合、やはり学生の安全性の確保や、学生の勉学に支障が出るような状況は避けなければならない。調査区域を細分化したり、複数人の調査員でエリアを担当し調査を行うことができるようにするなど、学生の状況を配慮した仕組みづくりが必要だと考えられる。

第3章 参加学生の声（担当：日比野愛子）

本章では、実験事業参加学生の声をまとめ、学生の日線から学生調査員の世帯調査可能性を検討する。

1. 概要

2019年度学生調査員の試行事業に参加した4名の学生にヒアリング調査を行った。ヒアリング項目は下記の11項目である。調査の開始から回収にいたるまでの具体的な活動をたずねるとともに、調査員活動を通じた学び・変化をたずね、課題を抽出した。

- 1) 今回の調査では全部で何件の家庭を訪問したか。
- 2) 訪問の最初には、誰がどのように声をかけたか。
- 3) 同行した調査員と、あなたとで、どのような分担を行ったか。
- 4) 調査対象世帯は、どのような対応をされたか。
- 5) 回収の活動は、どのように行ったか
- 6) 同行した調査員から、どのような指導、アドバイスがあったか
- 7) 調査活動を行う前と後で、統計調査に対する認識や意識の変化はあったか
- 8) 今回の調査員の活動を通じて、あなたにはどのようなプラスの効果があったか。
- 9) 今回の調査員の活動で、困ったこと、不安に思ったことはあったか
- 10) 今回のような世帯調査を一人で行うとしたら、どのような点を不安・心配に感じるか
- 11) そのほか、学生調査員の活動を通じてなにか気づいたこと

2. 結果

それぞれの項目について、学生の声をまとめていく。なお回答内容については順番を入れ替え、学生自身の発した言葉に、適宜情報を補っている。

2-1 全部で何件の家庭を訪問したか

- ・回収と配布は20件ほど。調査員の方と訪問した際にいなかったところもありました。担当は50件ほどあるようです。
- ・渡したのは、10件前後です。時間としては、午前中の1時間半ほどです。地域は歩いていける範囲で調査員の住所の近くでした。調査員の方の顔見知りが多く対応は厳しくなかったです。
- ・予定が合わなかったため割と似たようなところを15件ほど訪問しました。その日に2時間くらい配布しました。回収は不在が多かったです。
- ・1日だけで近くの地域を10件くらい歩きで訪問しました。配布のみでした。2時間くらいで、15件回りましたが、10件が在宅で5件が不在でした。

2-2 訪問の最初には、誰がどのように声をかけたか

- ・調査員：インターホンを鳴らし、「市でやっているの、お願いします」。訪問先：だいたい「はい、わかりました」。学生調査員の存在については研究の一環で同行させていただいているので、気にされなかったです。
- ・調査員：インターホン「町会のものです。」世間話をしてから、「役所の方からのアンケートをお願い

できませんか?」。訪問先:「そうなんだ。」。いつまでに書いておくか聞き、時間帯もそこで調整されていた。

- ・最初の方はお手本をやってもらい、2件は学生の自分でやってみました。ガイダンスで言われたマニュアル形式で行いました。「この度調査員に同行している大学生です。ぜひご協力ください。無作為に選ばれました。」と説明。その後、「この日にいますか?」「います」「回収しに行きますね」など、気さくに答えていただけました。調査員の方の横にいるときは「なぜ大学生なのか」の説明が難しかったです。「お手伝いしてさせてもらってます」「あー」という感じでした。拒否はなかったです。
- ・調査員:「調査員としてきました。アンケートに協力してくださいませんか」とお願いするのを横で聞いていました。何回もやっているのですmoothだと思いました。

2-3 同行した調査員とどのような分担を行なったか。

- ・自分は地図を確認する担当でした。ほとんど喋らなくてよかったです。
- ・分担はなかったです。ついて回って見ていました。
- ・最初の方はお手本をやってもらい、2件は学生の自分でやってみました。
- ・地図を広げたり、資料を持ったりしました。(資料=アンケートや不在の時の紙)

2-4 調査対象世帯はどのような対応をされたか。

- ・証明書があればOKで市民の方がすんなり分かってくれました。マンションでは、子供さんがいて忙しそうパッと渡しました。忙しくてできない、と言われたところもあります。
- ・顔見知りの方は、「わかりました」。他の一軒は前回もアンケートの対象だったようであたりがきつく、「なんでうちなんですか?」と疑問も。「今回も抽選なんで」と述べると受け取ってもらっていました。「町会」「役所」からのアンケートには丁寧に対応し協力してもらえました。
- ・女性や高齢者の家にいる方が多かったです。慣れている人は「この日ならいるよ」と、慣れていない人は「あ、そうなんですか」という反応。割とすんなりといき、顔見知りでなくてもOKでした。
- ・しっかり答えてくれた方が多いです。出てきてくれた方は快く受け入れてくれました。40-50代の方は昼時にいましたが、若い方は不在でした。

2-5 回収の活動は、どのように行ったか。

- ・調査員:インターホン「調査の件で回収しにきました」。調査先:用意しています。
- ・今回、回収活動は担当していません。
- ・配布と同じで最初は調査員が、そのあとに自分でやってみました。ピンポンとチャイムを鳴らし、ごめんくださいと名乗って、「アンケートなんですけど」と言って、もらった封筒を確認し、世間話という形です。
- ・日時を指定して受け取りに行くようです。

2-6 同行した調査員から、どのような指導、アドバイスがあったか。

- ・青森県と書いてある許可証を見せないと、応じてもらえないこともあるようでした。何年もやっているコミュニティができるようです。
- ・特に指導はなかったです。あまりかたくならずに話すことができました。
- ・指導はなかったです。配布が大事で、回収は「みなさんがわかってらっしゃる」と言われました。また、「説明をしっかり行い、この日に受け取ることを伝えると、回収できる」とも言われました。
- ・人が足りていないこと、色々な方がいること(出てこない人、考えてくれない人など)、天候に左右

されることなど、知らせていただきました。学生アルバイトとしてならいいのではないかという意見もいただきました。

2-7 調査活動を行う前と後で、統計調査に対する認識や意識の変化はあったか。

- ・大変だなというイメージです。思ったよりも市民の方はあたたかかったです。
- ・郵便ではなく、紙を配って回収する調査もあるのだと思いました。このようなアンケートは大事だと思いました。調査員は高齢の方が多く、やる前は若い人だと思っていました。
- ・選挙関係のアンケート調査は実家に来ていたので大変だなと思いました。企業向けのアンケートとっていましたが、市民向けもちゃんとあるのだと思いました。
- ・仕事として行っている人がいることです。以前はわからなかったので、そういう仕事もあるんだと思いました。また、調査員に関心を持つことができました。

2-8 今回の調査員の活動を通じて、どのようなプラスの効果があったか(学んだこと、成長したことなど)。

- ・行ったことのないところに行き、青森市、弘前市のことがわかりました。例えば、こんなところに老人ホームがあるのかという気づきがありました。
- ・一軒、一軒まわるのが大変だったので、できるだけ調査には協力しようと思いました。
- ・訪問の時の挨拶の仕方やお願いの仕方です。
- ・地域の人と関われることです。公務員や地域の人との関わりを体験できました。また、調査員の人と話せたことも良かったです。

2-9 今回の調査員の活動で、困ったこと、不安に思ったこと

- ・特になし
- ・ガイダンスでも全体像がよく分からなかった。
- ・調査員の方がよく対応してくれたため問題ないが、このように楽でも良いのかと思った。

2-10 もし今回のような世帯調査を一人で行うとしたら、どのような点を不安・心配に感じるか。

- ・1人で知らない土地での調査することは難しいのではないか。
- ・初対面の人とのコミュニケーション
- ・スムーズに配布できるような経路設計ができるか。
- ・配布の時に不在であるときの対応や、後で回収するときの日時設定などが難しそうだと思います。
- ・時間的问题があり、行ける時と行けない時があります。お昼に授業などが入ることもあり。一日ずつとは空いている日がないのが難しいかと思います。
- ・(1人だと)もっと疑われるのではないかという不安もあります。いきなり、学生が来ても本当かどうか疑われるかもしれません。
- ・説明はできますが、(調査先が)「なぜうちなのか」と強くあたられるとうまく説明できないように思います。その点で前もって情報が欲しいです。
- ・最初は2人で調査をスタートし、そのあとで慣れてから1人という形式ならできるように思います。
- ・1人では答えてくれない人がいた時にどうすればいいのかがわからないこと。
- ・地図で行くところを事前準備すること。
- ・1日、他の調査員の方の活動を見て、体験した後ならできるかもしれない。
- ・居留守の方の対応や、出てきても怒鳴られる場合の対応が不安。

2-11 そのほか、学生調査員の活動を通じてなにか気づいたこと

- ・学生同士が協力すればよいと思いました。調査員と市民の方の2人で活動するのは結果的には良かったです。
- ・学生だけで調査する場合も、最初は複数人でやってみたいです。
- ・回収したデータの扱いや集計の仕方も気になりました。
- ・経験としてはすごくいいと思いました。アルバイトだったらやると思います。事前の準備で不安が残りました。もう少し準備すると安心できるのかなと思います。典型的な例として市民の人と関わったらどうなるかを1度行ってから調査に臨めれば良いと思います。
- ・人手が足りない場合、バイトしていない人に働きかけるのがよいと思います。
- ・地図の活用など、面白く経験になった。
- ・調査員の方とスケジュール調整できず、回収はほとんど活動できませんでした。

3. まとめ

本実験事業では、調査員の普段の配布・回収活動に学生が同行し、活動の実態を知ることができたようだ。学生のみでも実施ができそうだという意見が多かった。ただし、寄せられた不安・課題の内容を検討すると、以下のような対応策が必要だと考えられる。

- 1) 初めての活動での不安が大きい。初めての活動の際には、複数人で、あるいは、経験のある調査員と一緒に活動させるなど十分なフォローを行う。
- 2) トラブル対応への不安が大きい。トラブル対応で挙げられていた「居留守対応」、「申し立て・クレームがあったときの対応」、「調査の説明を求められたときの対応」、「回収時の日程調整」については、事前指導や、調査先への説明資料を十分に準備するとともに、万が一学生調査員で対応できないときの体制も整える。
- 3) 日程調整の問題。アルバイトとして調査員の活動を前向きに捉える学生も多かったが、今後の学生生活の変化によっては、限られた日数・時間帯での回収が難しくなることも想定される。回収のみ郵送での回収も可とするなど、回収法についての工夫も考えていく。

全般的に、本事業の実施を通じて、統計調査員の活動の重要性、また、統計調査の重要性を知ることができたという声があったことから、学生調査員の活動は学生に対して教育的効果をもつと考えられる。今後も、学生の視点を考慮しながら、調査員の仕組みづくりを検討していくことを期待する。

第4章 大学生の世帯調査の可能性に向けて

人口減少問題が深刻な地方において、社会基盤としての社会経済統計の正確な収集を可能にする持続可能な統計調査体制を整備する上で、必要不可欠な事業である。そこで、青森県と弘前大学、弘前市は、平成29年度から統計調査への大学生の任用に連携して取り組んできたところである。大学生の統計調査員は、調査の正確性での評価が高いものの、学生の安全確保の観点から、これまで事業所を対象とする調査のみに従事してきており、世帯を対象とする調査は未開拓となっている。そこで、大学生が世帯調査に従事できる条件を整備するため、弘前市の支援の下、世帯調査に試行的に従事することを通して、課題（リスク）の抽出とそれへの対応策を検討した。ここに検討結果をまとめ、大学生が世帯調査を安全に従事するための政策提言を示したい。

1. 考えられるリスク

大学生による世帯調査の試行的な実施の前に、考えうるリスクをまとめてみた。第1に考えられるのは、対象世帯に変質者がいる場合である。事業所調査では複数の目や、企業の立場もあり、おかしいことはされないと考えられるが、事業所と比べて、周囲に目がない状況では、予期せぬことをされる可能性を排除できない。第2のリスクは、犯罪につながる場合である。現在大学で行っている社会調査実習の際にも氏名などをしつこく聞かれ、教えてしまった後、ストーカー行為をされたことがあったなどのケースがあった。調査をスムーズに行うために、調査対象者の機嫌を損なうことは避けたいと思うのが一般的であると思われる。そのようなことから、調査員の個人情報も漏れることも考えられる。あるいは、調査対象者が調査員に対して一方的な感情を抱くことも十分に考えられる。また、調査員が初期対応を誤り、個人情報を漏らしてしまう場合にはそのようなリスクが高くなる。

また、第3のリスクとしては、調査対象者のライフスタイルに合わせるために、夜遅い時間に訪問するなど、遅い時間帯に人通りの少ない住宅地を出歩くことによって、犯罪などに巻き込まれることなど、調査とは直接関連していないが間接的なリスクがあることも否定できない。

その他、現在活動している統計調査員に大学生の調査員が受け入れられるのか懸念された。

2. 実験事業の結果

考えられるリスク1と2について、調査員のインタビューでは、あとをつけられたり、かなり強い表現で抗議される経験をした人がいたとの声があった。調査は19時や20時ごろまでかかる場合があり、また、調査区域が繁華街のようなところになる可能性もある。女子学生については、安全面でのリスクはないとは言えないとの声があった。また、学生のインタビューからも、トラブル対応への不安が大きいとの意見があった。トラブル対応で挙げられていた「居留守対応」、「申し立て・クレームがあったときの対応」、「調査の説明を求められたときの対応」などに不安を感じるようであった。

もう1つのリスクは、調査時間の問題である。調査票の回収に際しては、調査対象者の予定に合わせて訪問する必要がある。しかし、学業が本分である学生は、回収の時間を合わせにくい可能性が指摘された。今回の試験的な同行に際しても、調査員と学生の予定を合わせるのが難しかったとの声も聞かれた。本格的に活動をした場合、一定期間にわたって調査対象者に時間を合わせ続けることが難しいのではないかという点が指摘された。また、アルバイトとして調査員の活動を前向きに捉える学生も多かったが、今後の学生生活の変化によっては、限られた日数・時間帯での回収が難しくなることも想定される。

そして、懸念事項として考えられた市民統計調査員の学生統計調査員の受入れに対する懸念についてであるが、今回の調査では統計調査員の減少と高齢化が進んでいる中、身分がはっきりしている大学生

が統計調査員として活動した場合には、むしろ調査の負担が減り、制度の存続が容易になる点を評価する意見が主であった。

3. 提言

今回の調査を総合して、次のような提案を行いたい。

大学生の世帯調査の実施は可能である。ただし、以下の点への十分な配慮をお願いしたい。第1は、学生の安全を考慮し、調査実施においては複数名でペアを組んで行うことを提案したい。第2は、安全面と学生らの活動可能時間を十分に考慮して担当調査区を割り当てる必要がある。

繰り返して述べているように、統計調査員の新たな担い手として大学生を任用することは、教育的にも社会的にも意義深いものである。また、人口減少が急速に進む本県において、この事業を実施することも重要な意味を持つ。ただし、社会的必要性のみが強調されて十分な検討なしで実施し、憂慮したことが起きた場合は取り返すことのできない事態を招くことも考えられる。そのようなことにならないように、本報告書をベースに実施担当者間で十分に議論に、最終的な実施にたどり着けてほしいと願う。

参考資料

目次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 統計調査員の確保に関するアンケートについて | 23 |
| 2 | 統計調査員の確保に関するアンケート結果について | 28 |
| 3 | 平成29・30年度「統計調査体制強化システム構築事業」取組状況 令和元年度「統計調査体制強化促進事業」取組状況 | 43 |
| 4 | 国及び県の統計調査一覧表 | 47 |

統計調査員の確保に関するアンケートについて

| | | |
|------|----------|------|
| 市町村名 | 統計担当課・係名 | 電話番号 |
|------|----------|------|

- ・別シートの記入例を参考にできるだけ詳細に記入してください。なお、具体的な事例等は白抜きのフリー記入欄に記入願います。
- ・特に記載する時点が明示されていない場合は、令和元年8月1日現在で記入してください。
- ・回答欄に複数の番号を記入する場合は、スペース(空白)で区切って入力してください。

| 質問事項 | 回答欄 | フリー記入欄 |
|---|-----|--------|
| 1 調査員数について | | |
| (1) 現在、貴市町村が管理している調査員は何人ですか？ | 人 | |
| (2) 登録調査員について | | |
| ① (1)のうち、登録調査員の人数は何人ですか？ | 人 | |
| ② ①のうち、60歳以上の調査員は何人ですか？ | 人 | |
| ③ ①のうち、平成30年度中に辞めた調査員は何人ですか？ | 人 | |
| ④ ③のうち、加入から3年以内に辞めた調査員は何人ですか？ | 人 | |
| ⑤ ①のうち、平成30年度で一度も調査に従事しなかった調査員は何人いますか？ | 人 | |
| (3) 市・郡統計協会の組織がある市町村における取組について ※市・郡統計協会の組織がある市町村のみ回答してください。 | | |
| ① (2) - ①の登録調査員のうち、市・郡統計協会に所属している調査員は何人ですか？ | 人 | |
| ② 調査員の推薦の他に、市・郡統計協会と連携して取り組んでいることは何ですか？複数回答可。 1 調査説明会 2 調査員研修会 3 調査員交流会 4 その他 (→具体的な内容を記入してください) | | |
| ③ 統計調査を行う際に、市・郡統計協会があることによるメリットは何ですか？複数回答可。 1 調査員の推薦に際して協力してもらえる体制がある 2 新たな調査員を紹介してもらえる 3 統計協会の調査員育成により人材育成が図られる 4 その他 (→具体的な内容を記入してください) | | |
| (4) 2020年国勢調査への対応について | | |
| ① 2020年国勢調査の実施に向けた調査員確保の見通しについて、一つ選択して、その理由を記入してください。 1 確保できる見込み 2 関係機関との連携が進めば確保できる 3 現時点で確保の見通しは立っていない | | (理由) |
| 2 調査員確保等に関する取組について | | |
| (1) 調査員に関して困っていることは何ですか？複数回答可。 1 人数の確保 2 人材の育成 3 継続的な登録 4 調査員活動の周知 5 その他 (→具体的な内容を記入してください。) | | |

| 質問事項 | 回答欄 | フリー記入欄 |
|---|-----|--------------|
| (2) 調査員の確保について | | |
| <p>① 調査員の確保に向けて、既に行っている取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 統計協会への依頼 2 調査員からの紹介 3 職員からの紹介 4 町内会への依頼 5 地元の各種団体への依頼 6 職員の従事 7 公募（国勢調査のみ） 8 公募 9 退職者の勧誘 10 大学生の活用 11 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>② ①の取組のうち、有効だった取組は何ですか？複数回答可。</p> | | |
| <p>③ 調査員の確保に向けて、予定している取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 統計協会への依頼 2 調査員からの紹介 3 職員からの紹介 4 町内会への依頼 5 地元の各種団体への依頼 6 職員の従事 7 公募（国勢調査のみ） 8 公募 9 退職者の勧誘 10 大学生の活用 11 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>④ 現時点では予定していないが、関心がある取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 統計協会への依頼 2 調査員からの紹介 3 職員からの紹介 4 町内会への依頼 5 地元の各種団体への依頼 6 職員の従事 7 公募（国勢調査のみ） 8 公募 9 退職者の勧誘 10 大学生の活用 11 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>⑤ ④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていることがあれば記入してください。</p> | | (障害になっていること) |
| <p>⑥ ①で紹介・依頼された方が安心して引き受けてくれるように工夫していることを教えてください。複数回答可。</p> <p>1 新規の調査員対象の説明会の実施 2 指導員によるサポート 3 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>⑦ 公募について</p> | | |
| <p>(a) 調査員確保のため、公募を行っていますか？</p> <p>1 年間を通じて行っている 2 国勢調査の際に行っている 3 行っていない</p> | | |
| <p>(b) (a) で公募を行っている場合、どのような媒体で実施していますか？複数回答可。</p> <p>1 市町村の広報誌掲載 2 ホームページ掲載 3 チラシ配付（見本を添付してください） 4 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>(c) (a) で公募を行っていない場合、その理由は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 公募しても集まらないから 2 ふさわしくない人物が応募する可能性があるから 3 登録調査員で足りているから 4 予算がないから 5 ノウハウがないから 6 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>(d) どのような人材を調査員にしたいですか？複数回答可。</p> <p>1 調査員から紹介された人 2 職員から紹介された人 3 公務員の退職者 4 自営業者 5 主婦 6 大学生 7 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |

| 質問事項 | 回答欄 | フリー記入欄 |
|---|-----|--------------|
| <p>⑧ 退職者の勧誘について</p> | | |
| <p>(a) 貴市町村の退職者を登録調査員に勧誘していますか？ 1 勧誘している 2 勧誘していない</p> | | |
| <p>(b) (a) で勧誘している場合、どのような方法で行っていますか？ 1 退職者説明会でチラシ配付 2 退職者へ直接説明 3 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>(c) (a) で勧誘していない場合、その理由を教えてください。 複数回答可。 1 現職の公務員の活用やその他の方法により間に合っている 2 人事担当部署の協力を得られないため退職者を特定できない 3 退職者へ依頼しても了承を得られない 4 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>⑨ 大学生の活用について</p> | | |
| <p>(a) 大学生を調査員として活用したいですか？ 1 活用したい 2 活用したくない</p> | | |
| <p>(b) (a) で活用したい場合、その理由は何ですか？ 1 調査員不足を補填できる 2 大学生の若い力への期待 3 若年層の統計調査理解の促進につながる 4 大学生の人材育成に寄与 5 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>(c) (a) で活用したくない場合、その理由は何ですか？ 1 夜間の訪問等に対する危険への対応が必要 2 一般の調査員とは別の説明会を開催するなどの配慮が必要 3 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>(3) 調査員の人材育成について</p> | | |
| <p>① 調査員の人材育成に向けて、貴市町村が独自に行っている取組は何ですか？複数回答可。 1 調査員研修会 2 調査員交流会 3 会報紙による情報提供 4 SNSによる情報共有 5 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>② ①の取組のうち、有効だった取組は何ですか？複数回答可。</p> | | |
| <p>③ 調査員の人材育成に向けて、貴市町村が独自に行う予定の取組は何ですか？複数回答可。 1 調査員研修会 2 調査員交流会 3 会報紙による情報提供 4 SNSによる情報共有 5 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>④ 現時点では予定していないが、関心がある取組は何ですか？複数回答可。 1 調査員研修会 2 調査員交流会 3 会報紙による情報提供 4 SNSによる情報共有 5 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>⑤ ④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていることがあれば記入してください。</p> | | (障害になっていること) |

| 質問事項 | 回答欄 | フリー記入欄 |
|--|-----|--------------|
| (4) 継続的な登録について | | |
| <p>① 調査員の継続的な登録に向けて、貴市町村が独自に行っている取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 定期的な個別面談 2 継続年数に応じた表彰等の実施 3 継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成 4 調査員研修会 5 調査員交流会 6 会報紙による情報提供 7 SNSによる情報共有 8 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>② ①の取組のうち、有効だった取組は何ですか？複数回答可。</p> | | |
| <p>③ 調査員の継続的な登録に向けて、貴市町村が独自に行う予定の取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 定期的な個別面談 2 継続年数に応じた表彰等の実施 3 継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成 4 調査員研修会 5 調査員交流会 6 会報紙による情報提供 7 SNSによる情報共有 8 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>④ 現時点では予定していないが、関心がある取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 定期的な個別面談 2 継続年数に応じた表彰等の実施 3 継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成 4 調査員研修会 5 調査員交流会 6 会報紙による情報提供 7 SNSによる情報共有 8 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>⑤ ④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていることがあれば記入してください。</p> | | (障害になっていること) |
| (5) 調査員活動の周知について | | |
| <p>① 調査員活動の住民向けの周知について、貴市町村が独自に行っている取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 市町村広報紙での紹介 2 冊子媒体での紹介 3 チラシ・ポスターでの周知（見本を添付してください） 4 テレビでの周知 5 ホームページでの周知 6 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>② ①の取組のうち、有効だった取組は何ですか？複数回答可。</p> | | |
| <p>③ 調査員活動の住民向けの周知について、貴市町村が独自に行う予定の取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 市町村広報紙での紹介 2 冊子媒体での紹介 3 チラシ・ポスターでの周知（見本を添付してください） 4 テレビでの周知 5 ホームページでの周知 6 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |
| <p>④ 現時点では予定していないが、関心がある取組は何ですか？複数回答可。</p> <p>1 市町村広報紙での紹介 2 冊子媒体での紹介 3 チラシ・ポスターでの周知（見本を添付してください） 4 テレビでの周知 5 ホームページでの周知 6 その他（→具体的な内容を記入してください）</p> | | |

| 質問事項 | 回答欄 | フリー記入欄 |
|--|-----|--------------|
| ⑤ ④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていることがあれば記入してください。 | | (障害になっていること) |
| ◎統計調査員確保全般について、ご意見・ご感想があれば、下記に自由にご記入ください。 | | |

ご回答ありがとうございました。

統計調査員の確保に関するアンケート結果について

1 調査員数について

- ・市町村が台帳などで管理している調査員は 5,235 人。
- ・登録調査員は管理している調査員の 30.4%の 1,591 人。64.5%が 60 歳以上で高齢化が著しい。
- ・登録調査員の 55.4%は昨年度中に一度も調査に従事していない。
- ・登録調査員の 34.9%は協会に所属。
- ・県内市町村の 24 市町村が、現段階で 2020 年国勢調査の調査員確保の見通しが立っていない。

(1) 市町村が管理している調査員数は 5,235 人

- 100 人以上の市町村は 13 市町村
- 10 人以下の市町村は 7 市町村

(2) 登録調査員について ※R 元年 8 月 1 日現在

① 登録調査員数は、1,591 人

- 市町村が管理している調査員のうち 30.4%が登録調査員
- (1) の管理している調査員数と登録調査員数が同じ市町村は 22 市町村

②①のうち、60 歳以上の調査員は 1,026 人

- 登録調査員の 64.5%が 60 歳以上
 - ・ 60 歳以上の登録調査員の割合が高い (50% 以上) 市町村は 25 市町村
 - ・ 60 歳以上の登録調査員の割合が低い (30% 以下) 市町村は 9 市町村

③平成 30 年度中に辞めた調査員は 151 人

- 辞めた調査員が多い (10 人以上) 市町村は 4 市町村

④加入から 3 年以内に辞めた調査員は 7 人

- 登録調査員の 0.4%が 3 年以内に辞めている

⑤平成 30 年度で一度も調査に従事しなかった調査員は 881 人

- 登録調査員の 55.4%が平成 30 年度中に一度も調査に従事していない
 - ・ 一度も従事しなかった調査員の割合が高い (80%以上) 市町村は 10 市町

(3) 市・郡統計協会の組織がある市町村における取組について (20 市町村対象)

<参考>

| 協会名 | 所属市町村 |
|-----------|---------------------------------|
| 青森市統計交友会 | 青森市 |
| 弘前市統計協会 | 弘前市 |
| 八戸市統計協会 | 八戸市 |
| 黒石市統計協会 | 黒石市 |
| 五所川原市統計協会 | 五所川原市 |
| 十和田市統計協会 | 十和田市 |
| 三沢市統計協会 | 三沢市 |
| むつ市統計協会 | むつ市 |
| つがる市統計協会 | つがる市 |
| 中南津軽郡統計協会 | 西目屋村、大鰐町、藤崎町、田舎館村 |
| 上北郡統計協会 | 野辺地町、東北町、七戸町、おいらせ町、横浜町、六戸町、六ヶ所村 |

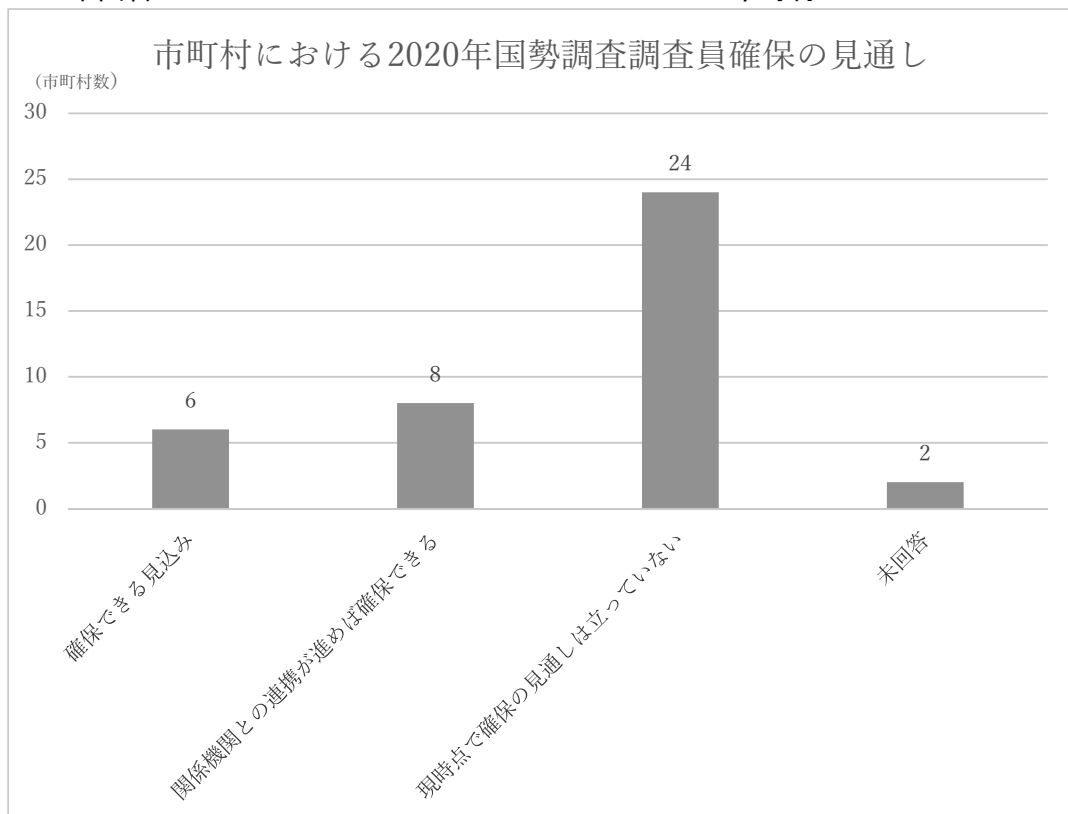
- ①登録調査員のうち、市・郡統計協会に所属している調査員は556人
 - 登録調査員の34.9%が市・郡統計協会に所属
 - ・登録調査員が全員統計協会の会員である市町村は6市町村

- ②調査員の推薦の他に、市・郡統計協会と連携して取り組んでいること
 - ・調査説明会・・・1市町村
 - ・調査員研修会・・・6市町村
 - ・調査員交流会・・・7市町村
 - ※「その他」は、県研修会参加者の斡旋、調査や募集方法等の情報共有。

- ③統計調査を行う際に、市・郡統計協会があることによるメリット
 - 調査員の推薦に対する協力体制、新たな調査員の紹介、人材育成の面において統計協会のメリットがあると回答したのは、4市町村
 - ・調査員の推薦に際して協力してもらえる体制がある・・・9市町村
 - ・新たな調査員を紹介してもらえる・・・5市町村
 - ・統計協会の調査員育成により人材育成が図られる・・・7市町村
 - ※「その他」は、調査経験者からの経験談・アドバイスを聞く機会を設けやすい、調査によっては相互協力を依頼することもできる、市が調査員又は指導員候補者を選考する際の協会加入者を優先担当レベルでの情報共有、近隣市町村職員との交流・情報交換ができる。

(4) 2020年国勢調査への対応について

- ①2020年国勢調査の実施に向けた調査員確保の見通し
 - 24市町村が国勢調査の調査員確保の見通しが立っていない
 - ・確保できる見込み・・・6市町村
 - ・関係機関との連携が進めば確保できる・・・8市町村
 - ・現時点で確保の見通しは立っていない・・・24市町村
 - ・未回答・・・2市町村



<回答の理由>

◎確保できる見込み

- ・登録調査員及び町内会への推薦依頼により確保できる見込み
- ・前回の国勢調査員をベースに確保できる見込み
- ・職員に対し調査員を依頼する予定
- ・例年、基本的に職員を調査員としている
- ・前回調査時に従事した調査員を中心に協力を依頼し、不足分は職員でまかなう予定

◎関係機関との連携が進めば確保できる

- ・基幹統計調査等を行う際、関係機関（統計協会）に統計調査員の推薦を依頼しているが、統計調査員不足により、推薦が厳しい状況であるため、確保の目途について若干の不安はある
- ・現地点において目立った動きはしていないが、2015年の調査員の他、関係機関への情報提供等で確保可能と考えている
- ・高齢化等による人手不足
- ・調査員からの紹介、職員を中心に確保したいと考えている
- ・各地区の代表者に調査員の推薦をお願いしているため
- ・自治会へ調査員の推薦を依頼する

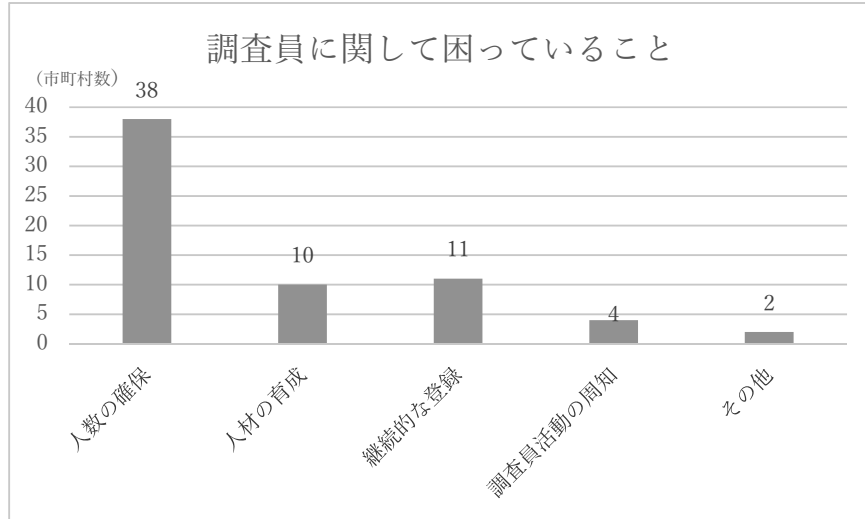
◎現時点で確保の見通しは立っていない

- ・来年3月に、前回国勢調査に従事した者へ、本調査への従事についての意向を確認するため、その結果次第である
- ・必要とする調査員数が多いため、統計協会員や登録調査員で賄うことが難しいが、現時点で協力の同意を求めるには時期尚早であるため
- ・平成27年国勢調査から5年たち、調査員が高齢化しており、前回と全く同じ調査員にお願いすることはできないため、新たな人材確保が必要である
- ・前回の調査員を基本に考えているが、高齢者も多く、2020年の調査では新たに調査員を探す必要があり、確保の見通しは立っていない
- ・調査員は随時募集しているが、国勢調査については現状の統計協会員のみでは足りず、更なる周知を図り統計協会員を増やす必要があり、どの程度まで増やせるかどうかは未知であるため
- ・現時点では国政調査の調査員確保に向けて具体的な活動を行っていないため
- ・調査員を確保するための取組等を取っていないため
- ・登録調査員の高齢化が進んでいるため
- ・5年前に調査員をした方に、調査員に従事していただく予定となっているが、辞退者が出る可能性がある
- ・前回調査の調査員が確保できるかわからないから
- ・募集等をまだ実施していない
- ・農林業センサス、経済センサス基礎調査、労働力調査、毎月勤労統計が終わるまで手が回らない
- ・前回調査員を引き受けた方に再度お願いできるか確認をとり、辞退した場合に紹介や推薦などにより新たな調査員を探す方法をとっているが、調査員の高齢化により辞退者が年々増加する一方、新たな若い調査員の確保が難しくなっているため
- ・今年度行われる農林業センサスの調査員を軸に国勢調査も依頼するつもりだが、動員数が多いためまだ確保にまで至っていない
- ・前回やってくれた人に声掛けする予定だが、高齢化が進んでおり引き受けてもらえるか今現在分からない
- ・統計調査員不足のため
- ・国勢調査の調査員数に対して登録調査員数が大幅に少ないため

2 調査員確保等に関する取組について

- ・ほぼ全ての市町村（38市町村）が調査員の人数の確保で困っている。
- ・調査員確保に向けて市町村が行っており有効な手段としては調査員・職員からの紹介、職員の従事が多い。また、課題はあるものの公募、大学生の活用に関心がある市町村が多い。
- ・通年で公募を実施している市町村は9市町村。23市町村が公募を実施していない。

(1) 38市町村が調査員の人数の確保で困っている

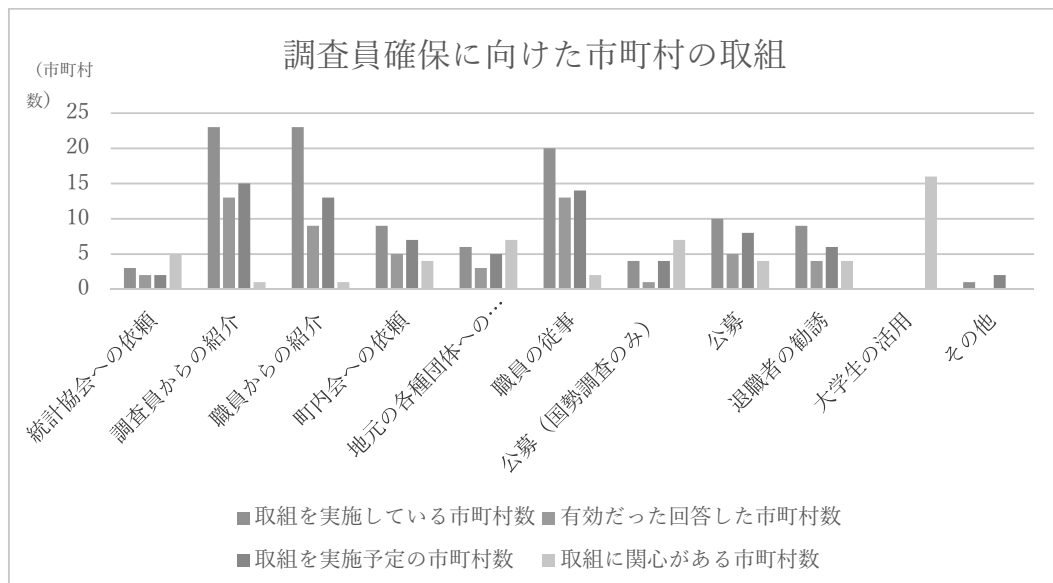


■人数の確保、人材の育成、継続的な登録、調査員活動の周知の全てで困っているのは4市町村

※「その他」は、調査員の高齢化により依頼をしても断られる傾向にあり、代わりとなる人員を確保するにも調査員の従事経験がないと難しい、職員をベースにしているが、年々通常業務量が増加し、統計調査が負担となっているケースが多いため、民間の調査員を確保したい。

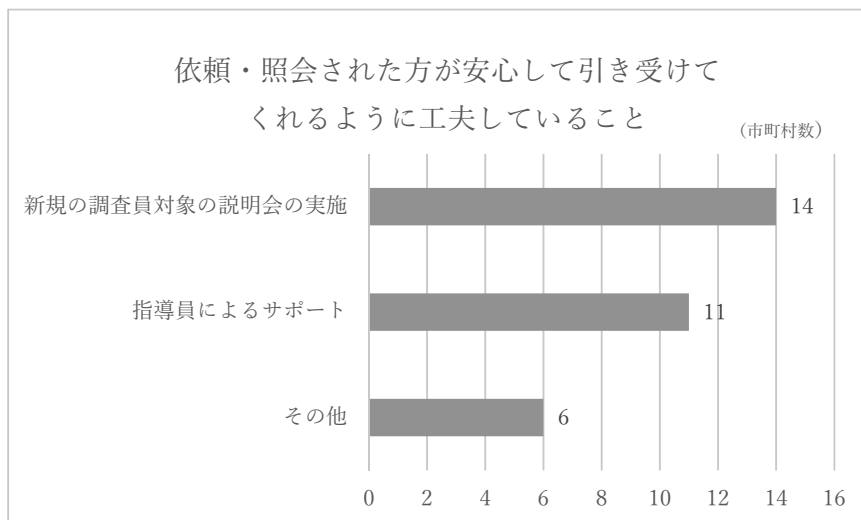
(2) 調査員の確保について

- ・調査員確保に向けて多くの市町村が既の実施しており、有効だった取組は、調査員からの紹介、職員からの紹介、職員の従事。
- ・取り組む予定はないが関心があるのは、大学生の活用、地元各種団体への依頼、公募（国勢調査のみ）。



- ①調査員の確保に向けて、既に行っている取組
- 調査員からの紹介（23市町村）、職員からの紹介（23市町村）、職員の従事（20市町村）が多い
 - ※「その他」は、市町村広報誌での呼びかけ
- ②①の取組のうち、有効だった取組
- 調査員からの紹介（13市町村）、職員の従事（13市町村）、職員からの紹介（9市町村）が多い
- ③調査員の確保に向けて予定している取組
- 調査員からの紹介（15市町村）、職員からの紹介（14市町村）、職員の従事（13市町村）が多い
 - ※「その他」は、退職自衛官に対する勧誘・人材派遣団体への依頼
- ④現時点では予定していないが、関心がある取組
- 大学生の活用（16市町村）、公募（国勢調査のみ）（7市町村）、地元の各種団体への依頼（7市町村）
- ⑤④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていること
- 町内会への依頼
 - ・町内会以外の地域が含まれていると、分からないからと断られる。また、町内会の地域が担当だと、顔見知りに入収入などの個人情報を知るのが嫌だと断られる
 - 公募（国勢調査のみ）
 - ・応募があった方の人柄がよく分からないまま、調査に従事させることの危険性
 - ・調査員の質の担保
 - ・希望を受け付けた時点では、調査員としての責務を果たせるかが判断できない
 - ・責任を持って実行してくれる調査員が集らない可能性がある
 - ・募集の際、調査員の役割などを理解して応募してもらうためにどのようにすればいいのか
 - 公募
 - ・ノウハウがない
 - ・調査員としてふさわしい人物であるかを簡単な履歴書や面接により判断すること
 - 大学生の活用
 - ・市内に大学・短大が無い
 - ・市内に大学生がどの程度存在するのか把握するのに時間を要する
 - ・地元で大学がない
 - ・具体的に想定していないため、障害になりうる事項が不明
 - ・大学生と共に取り組んだことがないため、どのように連携していけばよいのかわからない。県営の営農大学校性との取組に関心がある
 - ・大学生の活用となると、任命できる時期が限られるのではないかと
 - ・大学が近くにないため、そもそも確保が難しい
 - ・当町に医療系の専門学校があるが、学業が忙しく調査員活動は難しい
 - ・大学が付近にないため、人材の確保が困難である

⑥紹介・依頼された方が安心して引き受けてくれるように工夫していること



■新規の調査員対象の説明会を実施している市町村が多い

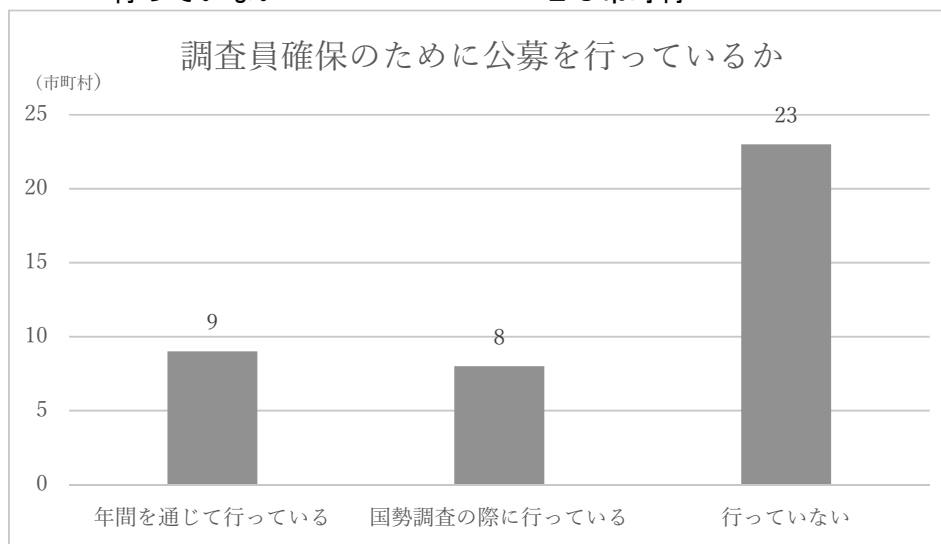
※「その他」は、希望があれば個別に調査説明会を実施し、調査期間中は随時サポートを行う、電話口で調査の概要、時期、簡単な業務の説明をする、説明会時における丁寧な説明及び資料づくり、担当職員によるサポート、まずは簡易な調査からやっていただき、調査そのものに慣れてもらう

⑦公募について

(a) 調査員確保のため公募を行っているか

■ 23市町村が公募を行っていない

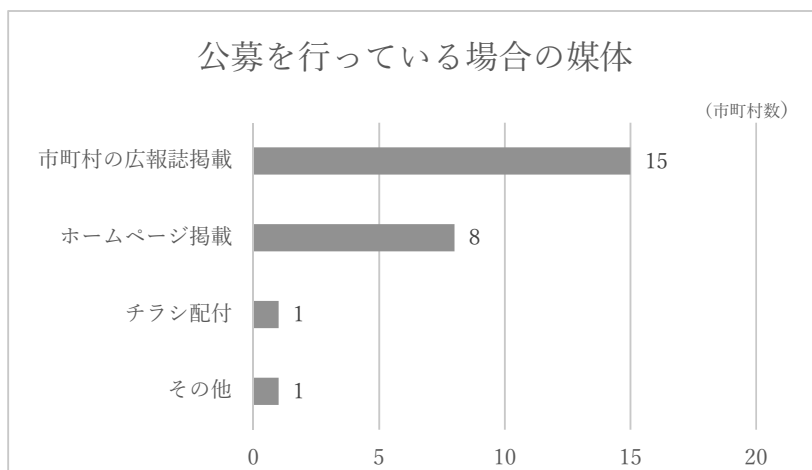
- ・年間を通じて行っている . . . 9市町村
- ・国勢調査の際に行っている . . . 8市町村
- ・行っていない . . . 23市町村



(b) (a) で公募を行っている場合、どのような媒体で実施しているか

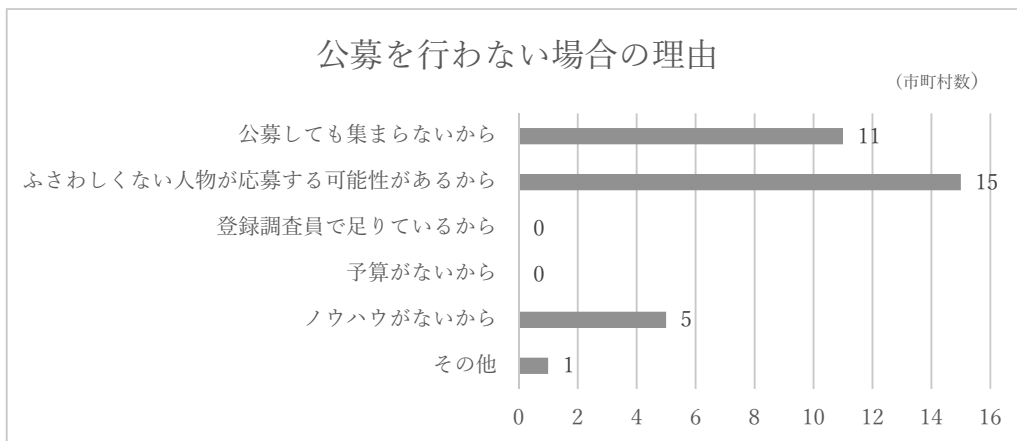
■ 広報紙とホームページに掲載している市町村が多い

- ・市町村の広報紙掲載 . . . 15市町村
- ・ホームページ掲載 . . . 8市町村
- ・チラシ掲載 . . . 1市町村



(c) (a) で公募を行っていない場合、その理由

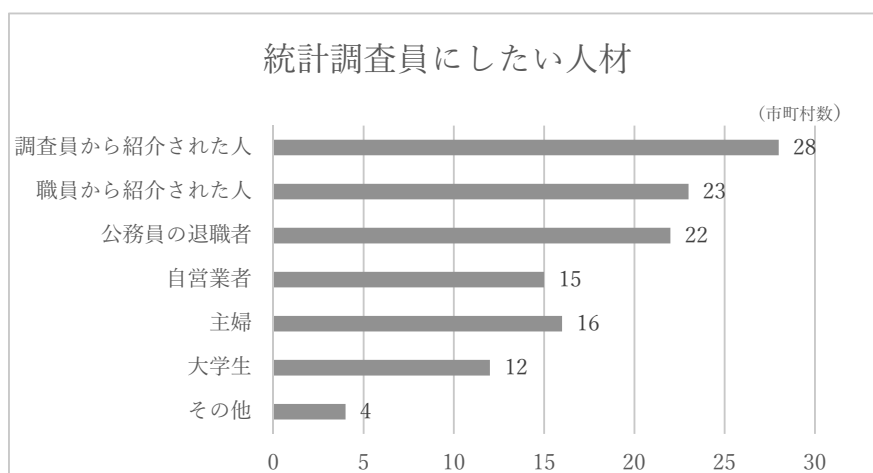
- 公募してもふさわしくない人物が応募する可能性がある、公募しても集まらない、ノウハウがない、と回答した市町村が多い
 - ・ ふさわしくない人物が応募する可能性がある・・・15市町村
 - ・ 公募しても集まらない・・・11市町村
 - ・ ノウハウがない・・・5市町村



(d) どのような人材を調査員にしたいか

- 多くの市町村が、調査員や職員から紹介された人、公務員の退職者に依頼したい。さらに、大学生に期待している市町村も多い。
 - ・ 調査員から紹介された人・・・28市町村
 - ・ 職員から紹介された人・・・23市町村
 - ・ 公務員の退職者・・・22市町村
 - ・ 自営業者・・・15市町村
 - ・ 主婦・・・16市町村
 - ・ 大学生・・・12市町村

※「その他」は、統計調査経験者、責任感をもって最後まで実施する人、個人情報や口外しない人、用品の扱いが丁寧な人、人当たりが優しい人、地域に精通している人、調査に意欲的に取り組んでくれる人なら職種等は問わない、オンライン調査の普及を考えるとインターネットやタブレット端末を使える人、調査へ関心を持ち、趣旨を理解し、熱心に取り組んでくださる方。

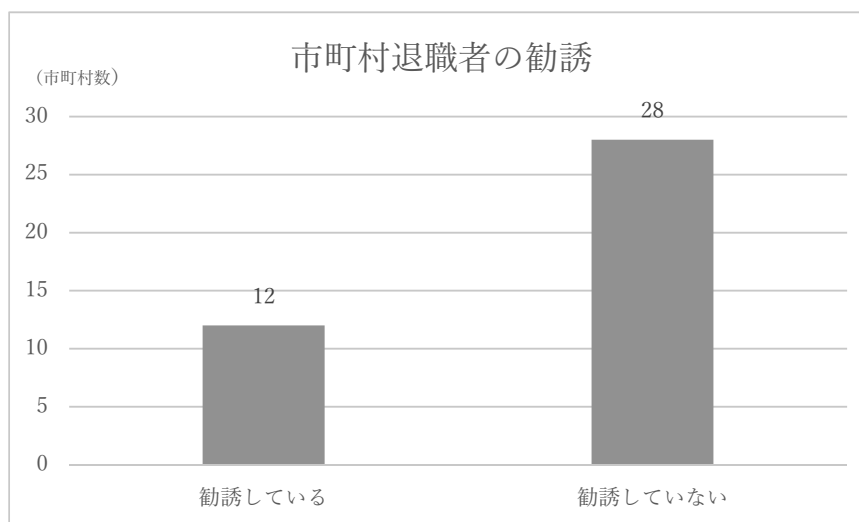


⑧退職者の勧誘について

(a) 退職者を登録調査員に勧誘しているか

■ 12市町村が退職者の勧誘を行っている

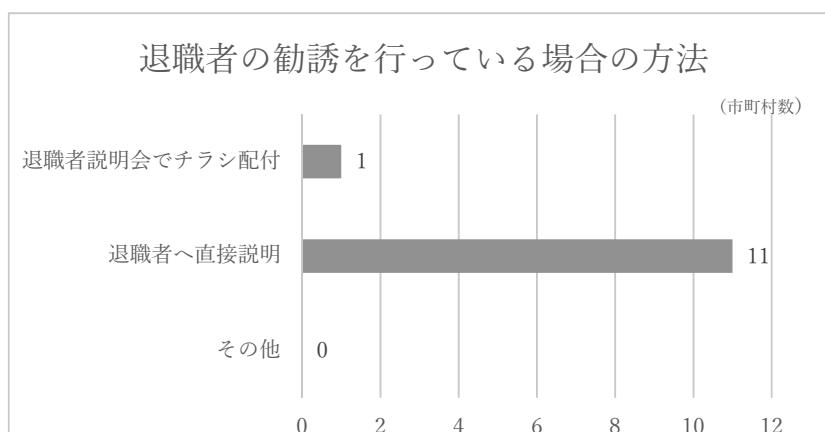
- ・ 勧誘している . . . 12市町村
- ・ 勧誘していない . . . 28市町村



(b) (a) で勧誘している場合、どのような方法で行っているか

■ 退職者へ直接説明している市町村が多い

- ・ 退職者説明会でチラシ配付 . . . 1市町村
- ・ 退職者へ直接説明 . . . 11市町村



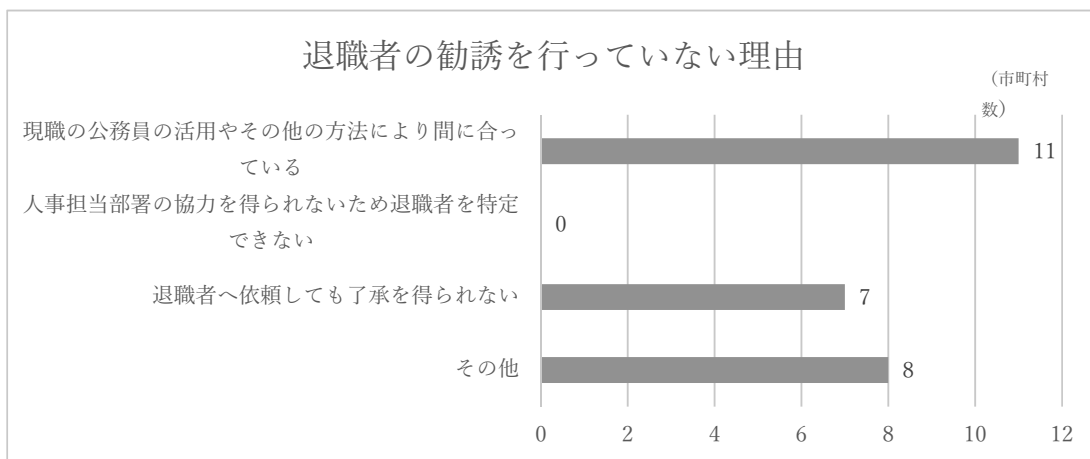
(c) (a) で勧誘していない場合、その理由

■ 現職の公務員やその他の方法により間に合っている市町村が多い

- ・ 現職の公務員の活用やその他の方法により間に合っている
 - ・・・ 11 市町村
- ・ 退職者へ依頼しても了承を得られない
 - ・・・ 7 市町村

※「その他」は、

数年前に退職者説明会を利用して登録調査員を募集したが、効果的ではなかった、ほとんどの方が再雇用・再就職をするか、その他退職後の目的を持っているため調査へ協力する時間がない、再任用となる職員が多く、了承を得られない可能性が高いため勧誘していない、調査員としての実績をある程度重ねてから勧誘したいと考えている、登録調査員としては勧誘していないが、調査ごとにその都度調査員を依頼することがある、調査がある時声掛けしてやってもらっている、登録調査員の勧誘で了承いただいた実績はないが、統計調査ごとに勧誘をし協力いただいていることがある、今後は徐々に勧誘する予定、現役中に調査員の説明等をして、退職された後で勧誘していこうと思っている。

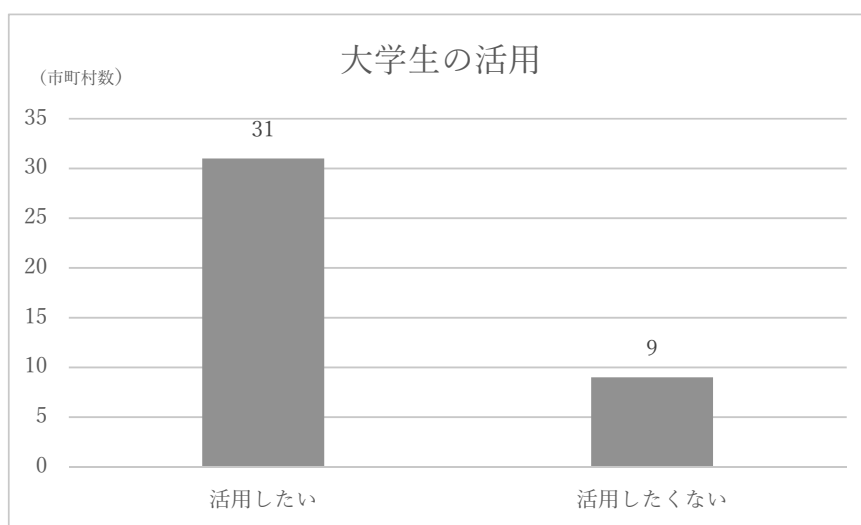


⑨ 大学生の活用について

(a) 大学生を調査員として活用したいか

■ 31 市町村が、大学生を活用したい

- ・ 活用したい
 - ・・・ 31 市町村
- ・ 活用したくない
 - ・・・ 9 市町村

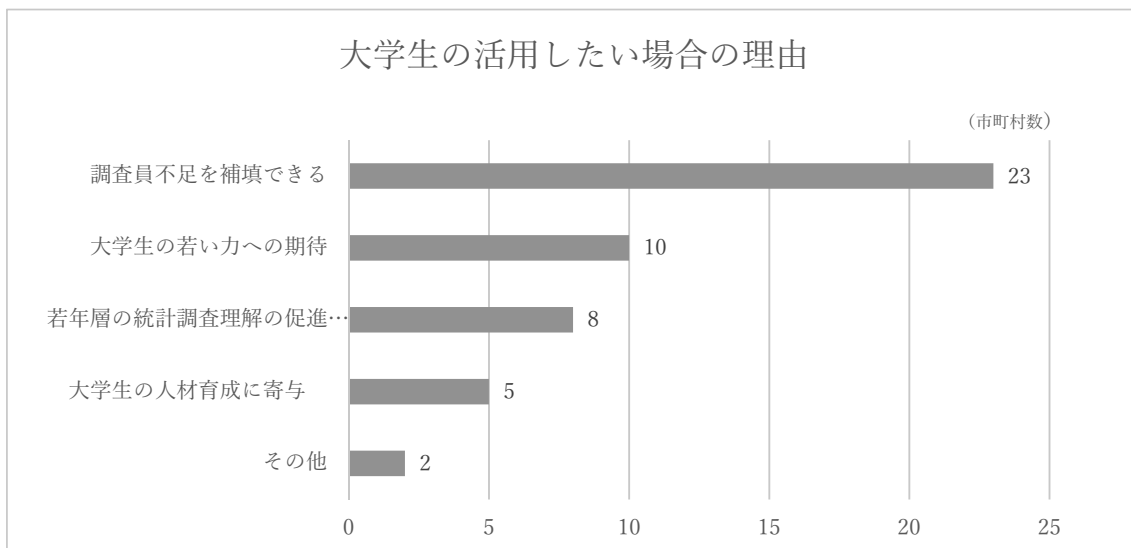


(b) (a) で活用したい場合、その理由

■調査員不足を補填できると考える市町村が多い

- ・調査員不足を補填できる . . . 23市町村
- ・大学生の若い力への期待 . . . 10市町村
- ・若年層の統計調査理解の促進につながる . . . 8市町村
- ・大学生の人材育成に寄与 . . . 5市町村

※「その他」は、統計理解の促進につながるが、大学生を活用する場合には説明会等において特別な配慮が必要な点などのデメリットもある、統計調査員の活動PRにつながる、実際は町内に大学がないため不可能であるが、若者に調査依頼したいという考えはある。

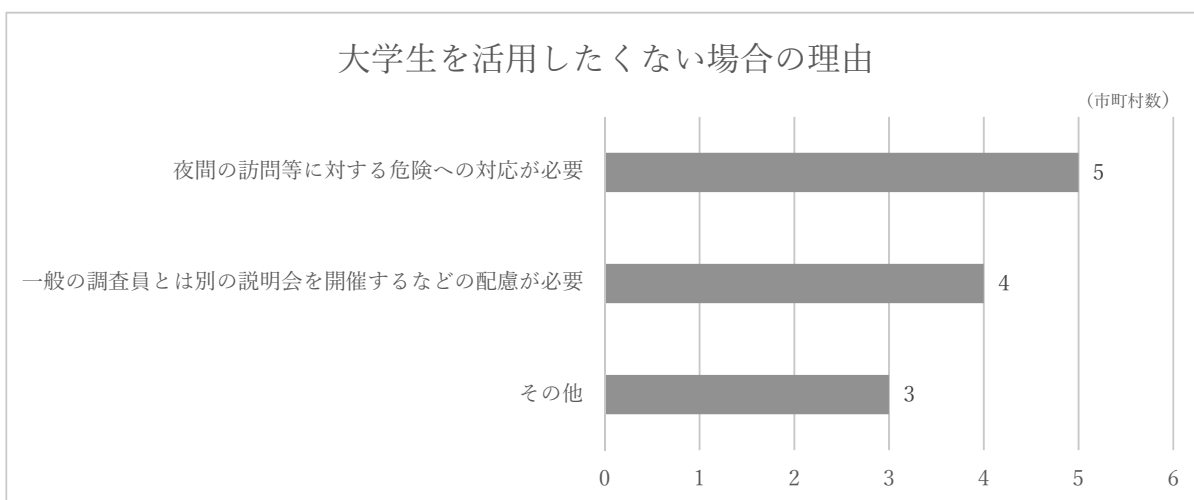


(c) (a) で活用したくない場合、その理由

■大学生への様々な配慮が必要となることを理由としている市町村が多い

- ・夜間の訪問等に対する危険への対応が必要 . . . 5市町村
- ・一般の調査員とは別の説明会を開催するなどの配慮が必要 . . . 4市町村

※「その他」は、一般世帯への調査従事が難しい・調査員としての継続性が事実上ない、個人情報の取扱いや最後までやり遂げられるか不安が残るため、近隣市町村に大学が存在しないため



(3) 調査員の人材育成について

①調査員の人材育成に向けて、市町村が独自に行っている取組

■一部の市町村において、調査員研修会や調査員交流会等を行っている

- ・ 調査員研修会 . . . 7市町村
- ・ 調査員交流会 . . . 5市町村
- ・ 会報誌による情報提供 . . . 4市町村

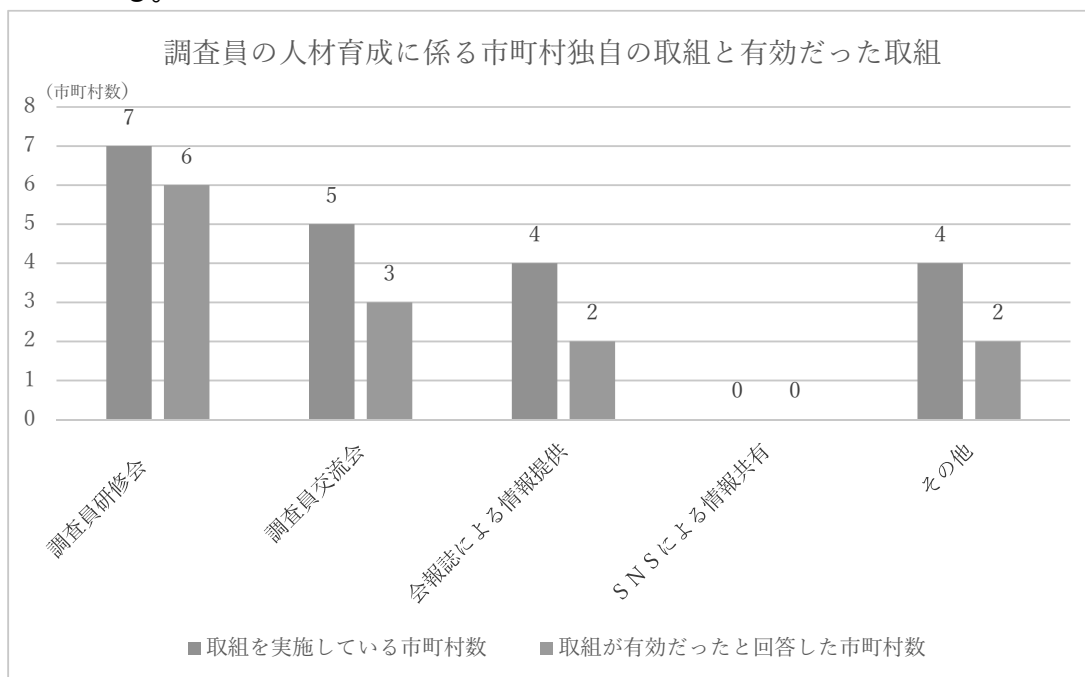
※「その他」は、調査員研修会・調査員交流会・会報誌による情報提供を統計協会として実施、調査員大会（調査員表彰、調査員体験発表、小学生による研究発表）は市として実施、一般の方の調査員数が少ないため、特に行っていない、調査員説明会を丁寧に実施、時間を問わず相談対応を取る、現在は行っていないが、今後登録者が増加してくれば取組を考えたい

②①の取組のうち、有効だった取組

■調査員研修会は取り組んでいるほとんどの市町村が有効だったと回答

- ・ 調査員研修会 . . . 6市町村
- ・ 調査員交流会 . . . 3市町村
- ・ 会報誌による情報提供 . . . 2市町村

※「その他」は、調査員大会（調査員表彰、調査員体験発表、小学生による研究発表）、調査員説明会を丁寧に実施、時間を問わず相談対応を取る。



③調査員の人材育成に向けて、市町村が独自に行う予定の取組

■調査員研修会、調査員交流会、会報誌による情報提供を予定している市町村がある

- ・ 調査員研修会 . . . 4市町村
- ・ 調査員交流会 . . . 3市町村
- ・ 会報誌による情報提供 . . . 3市町村

④現時点では予定していないが、関心がある取組

■調査員研修会に関心がある市町村が多い

- ・調査員研修会 . . . 14市町村
- ・調査員交流会 . . . 5市町村
- ・会報誌による情報提供 . . . 4市町村
- ・SNSによる情報共有 . . . 3市町村

⑤④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていること

■調査員研修会

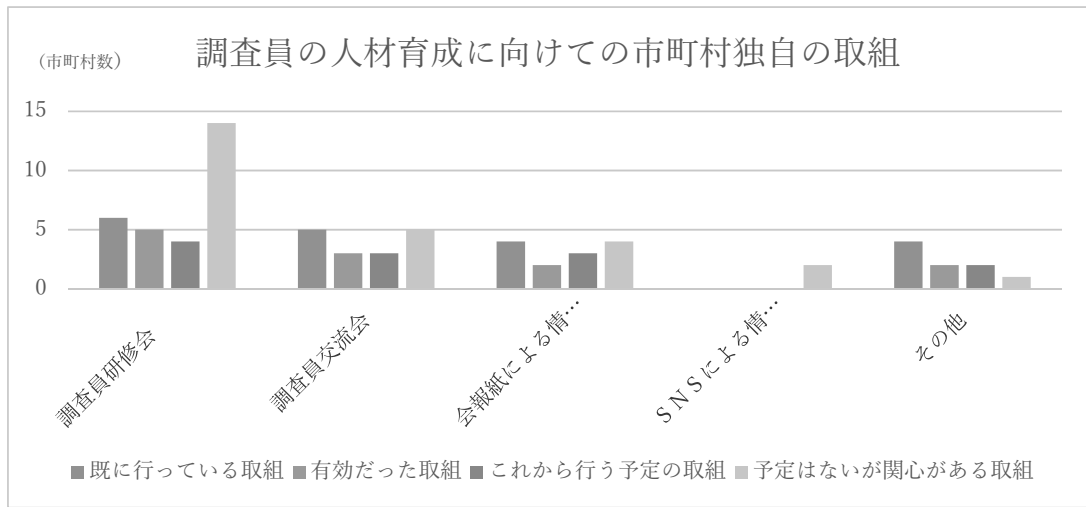
- ・参加者がいないこと、日程調整、担当職員の業務負担増、ノウハウの不足、登録調査員の確保（現員が少ない）。

■会報誌による情報提供

- ・方法や予算、担当職員の業務負担増。

■SNSによる情報共有

- ・調査員の高齢化、高齢化によりSNSに対応できない調査員が多い。



(4) 継続的な登録について

①調査員の継続的な登録に向けて、市町村が独自に行っている取組

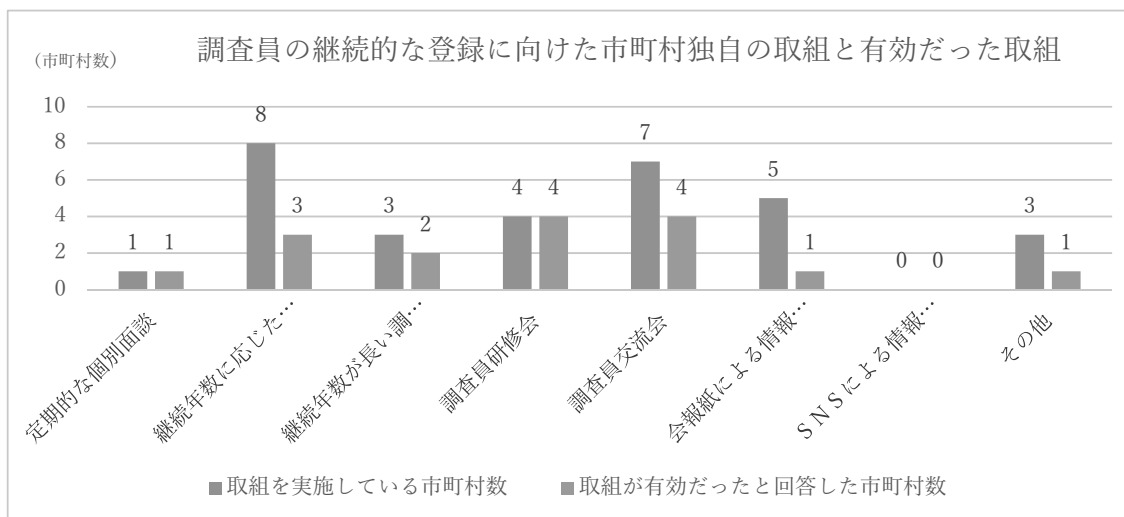
■勤続年数に応じた表彰等の実施や調査員交流会を行っている市町村が多い

- ・継続年数に応じた表彰等の実施 . . . 8市町村
- ・調査員交流会 . . . 7市町村
- ・会報誌による情報提供 . . . 5市町村
- ・調査員研修会 . . . 4市町村
- ・継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成 . . . 3市町村
- ・定期的な個別面談 . . . 1市町村

②①の取組のうち、有効だった取組

■調査員研修会と定期的な個別面談は、取り組んでいる全ての市町村が有効だったと回答

- ・調査員研修会 . . . 4市町村
- ・調査員交流会 . . . 4市町村
- ・継続年数に応じた表彰等の実施 . . . 3市町村
- ・継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成 . . . 2市町村
- ・定期的な個別面談 . . . 1市町村
- ・会報誌による情報提供 . . . 1市町村



③調査員の継続的な登録に向けて、市町村が独自に行う予定の取組

- ・継続年数に応じた表彰等の実施・・・3市町村
- ・継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成・・・2市町村
- ・調査員交流会・・・2市町村
- ・会報紙による情報提供・・・2市町村
- ・定期的な個別面談・・・1市町村

④現時点では予定していないが、関心がある取組

■調査員研修会に関心がある市町村が多い

- ・調査員交流会・・・8市町村
- ・継続年数に応じた表彰等の実施・・・5市町村
- ・定期的な個別面談・・・4市町村
- ・継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成・・・4市町村
- ・調査員研修会・・・3市町村
- ・会報紙による情報提供・・・2市町村
- ・SNSによる情報共有

⑤④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていること

■定期的な個別面談

- ・日程調整
- ・中々時間を取ることが出来ない

■継続年数に応じた表彰等の実施

- ・基準の策定等に時間がかかる。県や国の表彰では、継続年数等の基準を満たすことが難しいため、基準を下げた表彰があれば効果があると思う
- ・予算の確保
- ・登録調査員の確保（現員が少ない）

■継続年数が長い調査員への各種研修・大会への参加費助成

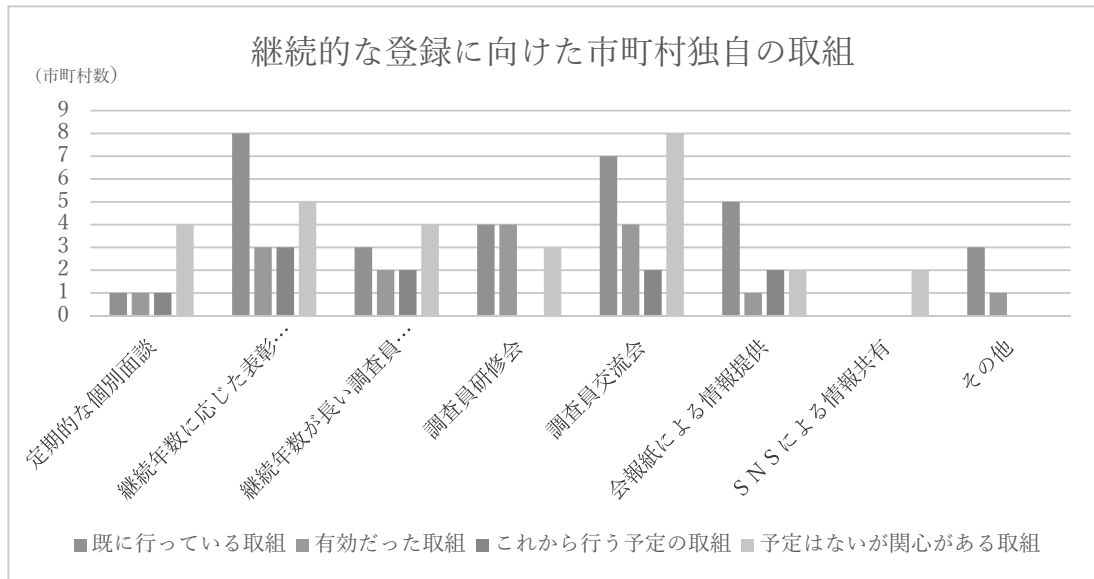
- ・予算の確保
- ・財政難な為助成金の確保が難しい

■会報紙による情報提供

- ・方法や予算

■SNSによる情報共有

- ・調査員の高齢化



(5) 調査員活動の周知について

① 調査員活動の住民向けの周知について、市町村が独自に行っている取組

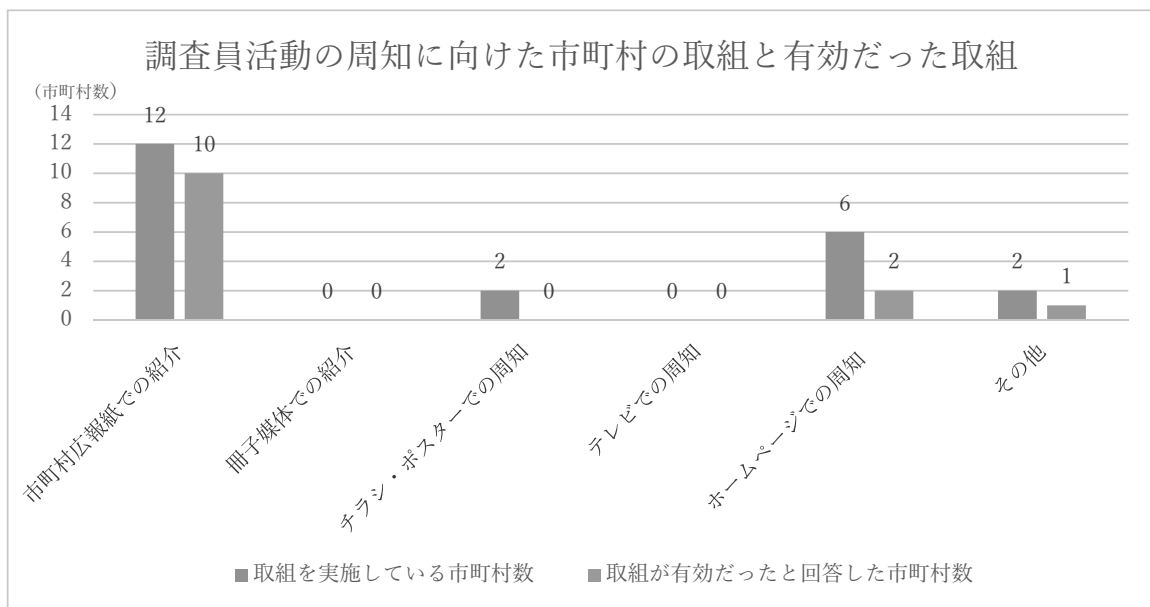
■ 市町村広報紙での紹介を行っている市町村が多い

- ・ 市町村広報紙での紹介 . . . 12市町村
- ・ ホームページでの周知 . . . 6市町村
- ・ チラシ・ポスターでの周知 . . . 2市町村

②①の取組のうち、有効だった取組

■ 市町村広報紙での紹介は、取り組んでいるほとんどの市町村が有効だったと回答

- ・ 市町村広報紙での紹介 . . . 10市町村
- ・ ホームページでの周知 . . . 2市町村



③調査員活動の住民向けの周知について、市町村が独自に行う予定の取組

■市町村広報紙での周知を行う予定の市町村が多い

- ・市町村広報紙での紹介 . . . 7市町村
- ・ホームページでの周知 . . . 2市町村

④現時点では予定していないが、関心がある取組

■市町村広報紙での紹介に関心がある市町村が多い

- ・市町村広報紙での紹介 . . . 17市町村
- ・ホームページでの周知 . . . 7市町村
- ・テレビでの周知 . . . 2市町村
- ・チラシ・ポスターでの周知 . . . 1市町村

⑤④の関心がある取組を実施するにあたり、障害になっていること

■市町村広報紙での紹介、チラシ・ポスターでの周知、テレビでの周知、ホームページでの周知

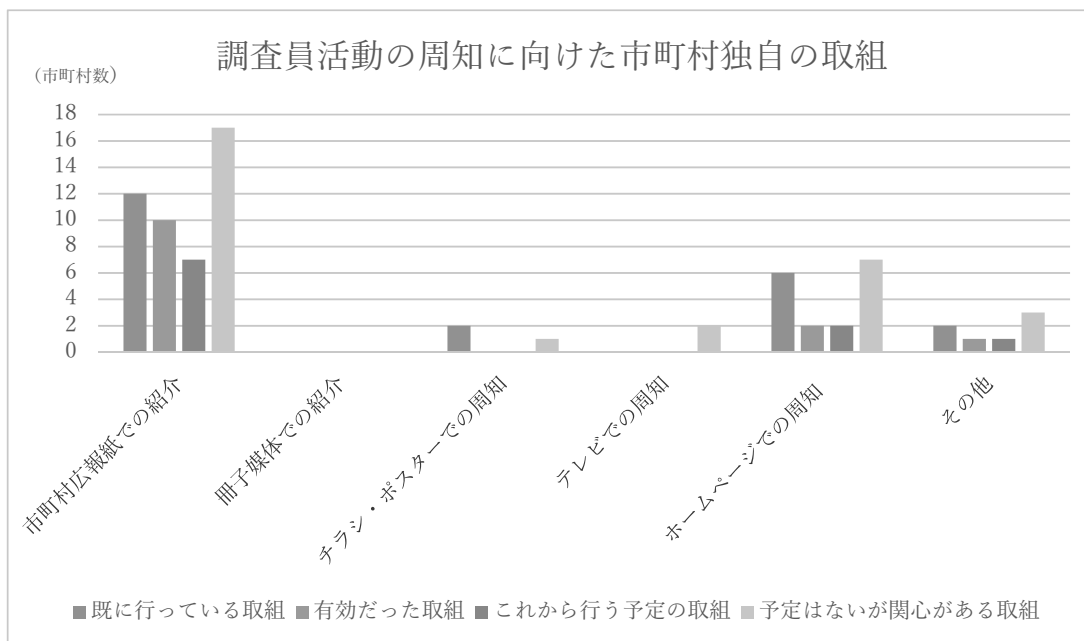
- ・方法や予算

■市町村広報紙での紹介

- ・紹介に当たり、調査員の理解を得ること

■その他

- ・統計調査に対する不信感が高まっており、国勢調査への影響に加えて、調査員の確保も難しい



平成29・30年度「統計調査体制強化システム構築事業」取組状況

青森県統計分析課

1 現状認識

統計調査員の高齢化による調査上の課題や健康面での問題の発生とともに、調査員の確保が困難な状況が進み、正確で安定した統計調査の実施に向け、調査員のレベル向上と世帯交代により統計調査体制の強化を図る必要がある。

2 取組状況

学生を調査員として活用するシステム構築に向けモデル事業を実施するとともに、そのシステムを応用して、県民への普及拡大に取り組む。

具体的には、大学、関係市等と検討会を開催し、弘前大学、弘前市をフィールドに学生統計調査員の発掘・育成、登録までのシステムを構築するモデル事業を実施するとともに、そのシステムを応用して青森公立大学、青森市をフィールドに女性等一般県民を対象にしたモデル事業も併せて実施し、その成果の報告会を開催する。

こうした取組の結果、調査員の確保と併せて、女性をはじめ多様な人材が活躍する持続可能な社会づくりに繋がっていく効果が見込まれる。

<平成29年度>

(1) 検討会開催

募集要件や育成システムの構成案及び展開方法等の検討

- ・平成29年4月：第1回青森県統計調査員検討会を実施、統計調査員に係る基礎的研修を実施
- ・平成29年11月：統計調査体験者のヒアリング調査を実施、第2回青森県統計調査員検討会を実施

(2) 育成システム構築のモデル実施

①統計分析課職員による大学講義における統計調査実務の授業、各種教材を活用した大学生への研修及び青森公立大学公開講座を活用した統計学入門コースの新設

- ・平成29年5月：弘前大学人文社会科学部の講義「統計学入門」で統計分析課職員による統計調査実務を講義
- ・平成30年2月：青森公立大学と統計に係る覚書を締結、統計調査に係る青森公立大学公開講座を試験的に開設（4回）

②工業統計調査、毎月勤労統計調査特別調査を利用した試行

- ・平成29年7～12月：弘前大学において「2017-2018年統計調査員育成プログラム」の募集
- ・平成29年5～9月：工業統計調査(5～6月・7名)、毎月勤労統計特別調査(7～9月・2名)の学生調査員が従事
- ・平成30年2月：「学生が活躍できる統計調査体制づくり」セミナー、「2017-2018年統計調査員育成プログラム」

応募者（8名）への統計調査員心得研修を実施

＜平成30年度＞

（1）検討会開催

募集要件や育成システムの構成案及び展開方法等の検討

- ・平成30年7月：第1回青森県統計調査員検討会を実施、

（2）育成システム構築のモデル実施

①弘前大学・弘前市

- ・平成30年2月：平成30年度事業参加希望者に対する研修会を実施
- ・平成30年5月：工業統計調査に係る説明会（弘前市実施）
：弘前大学人文社会科学部の講義「統計学入門」で統計分析課職員による統計調査実務の講義
- ・平成30年5月～7月：工業統計調査に従事（8名）
- ・平成30年9月～7月～9月：毎月勤労統計調査特別調査に従事（2名）
- ・平成30年9月：統計調査士対策セミナーを開催（9名）
- ・平成31年2月：調査員に従事した学生に対し、「統計調査員の実務経験に関するアンケート」を実施
- ・平成31年2月：各市町村を対象に事業報告会を開催
（弘前市、大学教員、学生2名による報告）

②青森公立大学・青森市

- ・平成30年9月：計調査に係る青森公立大学公開講座を実施（5回）

3 取組成果

- ・ 学生統計調査員として、工業統計調査において8人、毎月勤労統計調査特別調査において2人の延べ10人を任用した。学生からは、「行政の仕事を体験できた」「就活に役立った」など統計調査に従事して全員がメリットを感じていた。平成31年度も既に統計調査員育成プログラムに9名が応募。
- ・ 一般県民を対象に公開講座を行ったところ、87名の参加があり、統計調査員の確保には至らなかったが、統計の普及啓発、統計調査員活動への理解向上を図ることができた。

4 取組の継続に関する課題

- ・ 平成29・30年度に実施した「統計調査体制強化システム構築事業」の成果を踏まえ、2020年国勢調査を契機とした統計調査を安定して実施できる体制作りに向け、県民及び大学生を対象に、統計調査及び統計調査員活動への理解の向上を図りながら、統計調査員の確保策の県内展開を進めていくため、令和元～2年度の2か年の事業として「統計調査体制強化促進事業」として取組を継続・発展させていく。
- ・ この取組により、2020年国勢調査の円滑な実施と、国勢調査の実施を通して新たな統計調査員を確保していくなど、持続可能な統計調査体制の構築と安定した統計調査の実施が可能になることが見込まれる。

令和元年度「統計調査体制強化促進事業」取組状況

青森県統計分析課

1 取組状況

平成29・30年度に実施した「統計調査体制強化システム構築事業」の成果を踏まえ、2020年国勢調査を契機とした統計調査を安定して実施できる体制作りに向け、県民及び大学生を対象に、統計調査及び統計調査員活動への理解の向上を図りながら、統計調査員の確保策の県内展開を進めた。

具体には、工業統計調査及び毎月勤労統計調査特別調査において、学生統計調査員延べ7名を任用し、世帯調査に向けた課題抽出のため、弘前市が行っている世帯調査に4名の学生が参加した。また、一般県民を対象にした公開講座を5回開催した。

2 取組実績

(1) 大学生統計調査員の育成・活用

①弘前大学との取組

＜工業統計調査・毎月勤労統計調査特別調査＞

- ・平成31年4月5日：青森県・弘前市・弘前大学3者による検討会開催
- ・平成31年4月9日：統計調査員事前研修会（県主催 学生9名参加）
- ・令和元年5月10日：工業統計調査に係る説明会（市実施）
- ・令和元年5月13日：弘前大学人文社会科学部の講義「統計学入門」で県統計分析課職員による統計調査実務の講義（学生120名受講）
- ・令和元年5～7月：工業統計調査に従事（5名）
- ・令和元年7月12日：毎月勤労統計調査特別調査に係る説明会（県実施）
- ・令和元年7～8月：毎月勤労統計調査特別調査に従事（2名）

＜学生調査員の一般世帯調査の可能性研究＞

- ・平成31年4月5日：青森県と弘前大学が世帯調査の可能性を研究する委託契約締結
- ・平成31年4月9日：統計調査員事前研修会（市主催 学生9名参加）
- ・平成31年4月17日：学生と調査員の顔合わせ（市主催 学生4名参加）
- ・令和元年6月4～11日：学生が世帯調査に関わることについて調査員から意見聴取
- ・令和元年6月19日：委託調査の報告書作成に係る打合せ

②他大学との取組

＜令和2年度毎月勤労統計調査特別調査等＞

- ・令和元年8月6日：青森公立大学と令和2年度毎月勤労統計調査特別調査等での学生調査員活用について打合せ
- ・令和元年8月27日：八戸学院大学と令和2年度毎月勤労統計調査特別調査等での学生調査員活用について打合せ
- ・令和元年11月12日：青森公立大学経営経済学部の講義「経済統計」で県統計分析課職員による統計調査実務の講義（学生140名受講）

(2) 県民を対象とした統計調査員確保の促進

①大学と協働した公開講座の実施

＜青森公立大学との協働＞

- ・令和元年7月：公開講座の実施（5回）

＜弘前大学との協働＞

- ・令和2年1月8日：公開講座の実施（予定）

②市町村及び統計協会との意見交換

- ・令和元年8月21日：市町村対象の「統計調査員の確保に関するアンケート」を実施
- ・令和元年9月30日～10月8日：市町村聞き取り調査（12市町村）
- ・令和元年12月：「令和2年国勢調査調査員募集チラシ」及び「統計調査員の確保等に係る取組事例集」の作成及び配布（予定）
- ・令和元年12月23日：八戸市統計協会統計調査員研修会における調査員意見交換会の実施（予定）

3 取組成果

- ・ 学生調査員として、工業統計調査において5人、毎月勤労統計調査特別調査において2人の延べ7人を任用した。
- ・ 学生調査員の一般世帯調査の可能性研究に係る委託契約を弘前大学と締結し、弘前市が実施した世帯調査「弘前市市民意識アンケート」の調査員に学生4名が同行する形で課題を探ってもらった。なお、2020年国勢調査への学生調査員活用については、引き続き、関係者間で実施に向けた課題と対応について整理する必要がある。
- ・ 県内他大学における学生調査員の活用について、青森公立大学及び八戸学院大学を対象に検討している。
- ・ 一般県民を対象に公開講座を行ったところ、延べ161名の参加があり、統計の普及啓発、統計調査員活動への理解向上を図ることができた。

国及び県の統計調査一覧表 (平成 31 年度 (2019 年度) 事務概要より)

◎全数調査
○抽出調査

| 所管省庁名 | 調査名 | 基幹統計 一般統計 の別 | 周期 | 実施年度 | | | | | | | | | | 次回 予定 |
|-----------------|-------------------------|--------------------|----------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----------------|
| | | | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| 総務省統計局 | 国勢調査 | 基幹 | 5年 | ◎ | | | | 試 | ◎ | | | 試 | 試 | 32 本調査 |
| 〃 | 事業所・企業統計調査 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | 廃止→経済センサスへ |
| 〃 | 住宅・土地統計調査 | 〃 | 〃 | | | | ○ | | | | | ○ | | 35 |
| 〃 | 労働力調査 | 〃 | 毎月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 〃 | 小売物価統計調査 | 〃 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 〃 | 家計調査 | 〃 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 〃 | 個人企業経済調査 | 〃 | 毎四 半期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 31 以降国直轄 調査 |
| 〃 | 就業構造基本調査 | 〃 | 5年 | | | ○ | | | | | | ○ | | 34 |
| 〃 | 全国家計構造調査 (旧全国消費実態調査) | 〃 | 〃 | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| 〃 | 全国物価統計調査 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | 廃止 |
| 〃 | 社会生活基本調査 | 〃 | 〃 | | ○ | | | | | ○ | | | | 33 |
| 〃 | サービス業基本調査 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | 廃止 |
| 総務省統計局 経済産業省 | 経済センサス (基礎調査・活動調査) | 〃 | 5年 | | 活 | | | 基 | | 活 | | | 基 | 2021 活動調査 |
| 農林水産省 | 農林業センサス | 〃 | 5年 | | | | | ◎ | | | | | ◎ | |

◎全数調査
○抽出調査

| 所管省庁名 | 調査名 | 基幹統計 一般統計 の別 | 周期 | 実施年度 | | | | | | | | | | | 次回 予定 |
|-----------------|---------------|--------------------|-------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-------------------|
| | | | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| 農林水産省 | 漁業センサス | 基幹 | 5年 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | | 35 |
| 総務省統計局 経済産業省 | 工業統計調査 | 〃 | 毎年 | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | ◎ |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 〃 | 毎月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2020~国直轄 調査 |
| 〃 | 商業統計調査 | 〃 | 5年 | | | | | ◎ | | | | | | | 2019 国直轄 調査に統合 |
| 〃 | 商業動態統計調査 | 〃 | 毎月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2020~国直轄 調査 |
| 〃 | 特定サービス産業実態調査 | 〃 | 毎年 | ○ | | | ○ | | | | | | | | 2019 国直轄 調査に統合 |
| 厚生労働省 | 毎月勤労統計調査 | 〃 | 毎月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 文部科学省 | 学校基本調査 | 〃 | 毎年 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 〃 | 学校保健統計調査 | 〃 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 青森県 | 青森県人口移動統計調査 | 一般 | 毎月 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 〃 | 青森県工業動態統計調査 | 〃 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 〃 | 県民所得統計調査 | 〃 | 毎年 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 〃 | 青森県景気ウォッチャー調査 | 〃 | 年4回 毎四半期 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 〃 | 青森県商品流通調査 | 〃 | 不定 | | | ○ | | | | | | | ○ | | |

※ 現在計22調査（国17+県5）

うちH31年度実施調査（太字）は16調査（国12+県4）

■ 平成27年国勢調査 ※参考として前回調査の状況を記載。

(総務省統計局－基幹統計)

| | | |
|---------------|--|--|
| 根 拠 法 規 | 統計法、国勢調査令 | |
| 目 的 | 国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。 | |
| 調 査 対 象 | 単位及び対象数 | 10,144調査区、約52万世帯 |
| | 範 囲 | 調査期日に県内に常住する者 |
| | 選 定 方 法 | 悉 皆 |
| | 申 告 者 | 世帯主又は世帯員 |
| 調 査 期 日 | 平成27年10月1日午前零時現在 | |
| 調 査 系 統 | 国（総務省統計局）－県－市町村－指導員－調査員－世帯 | |
| 調 査 員 数 | 指導員約1千人 調査員約7千人 | |
| 調 査 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査員がオンライン回答を促進するため、全世帯に対して調査票配布前に世帯用ログイン情報等を封入した封筒を配布。 ・オンライン回答がなかった世帯にのみ、調査票を配布。 | |
| 主 要 調 査 事 項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯員に関する事項（13項目） 男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状態、従業地又は通学地 等 2 世帯に関する事項（4項目） 世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 等 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 速報集計（人口速報集計、抽出速報集計） 基本集計（人口等基本集計、就業状態等基本集計、世帯構造等基本集計） 抽出詳細集計、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域集計 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | 要計表による人口集計（公表後、県の結果を解説したリーフレットの作成やホームページへの掲載など、調査結果の提供を通じた事後広報を実施する。） |
| | 国 | 速報集計及び基本集計等（人口速報集計を平成28年2月に公表後、集計区分に応じ、集計の完了したのから順次、インターネットを利用する方法等により公表する。） |
| 結 果 の 利 用 状 況 | <ol style="list-style-type: none"> 1 衆議院小選挙区の確定、都道府県・市町村議会の議員定数の決定 2 地方交付税の交付額の算定 3 国民・県民経済計算、将来人口等の各種推計 4 雇用対策、少子高齢化対策等各種行政施策の基礎資料 5 労働力調査等各統計調査の標本設計の基礎資料 | |

■ 平成30年住宅・土地統計調査 ※参考として前回調査の状況を記載。
 (総務省統計局－基幹統計)

| | | |
|---------------|---|---------------------------|
| 根 拠 法 規 | 統計法、住宅・土地統計調査規則 | |
| 目 的 | 住宅及び住宅以外で人が居住する建物、現住居以外の住宅や土地の保有状況、世帯の居住状況等の実態を調査し、住生活関連諸施策の基礎資料を得る。 | |
| 調 査 対 象 | 単位及び対象数 | 40市町村、約2,200調査区、約37,000世帯 |
| | 範 囲 | 平成27年国勢調査の調査区から抽出 |
| | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 世帯主または世帯の代表者 |
| 調 査 期 日 | 平成30年10月1日 | |
| 調 査 系 統 | 総務省統計局－県－市町村－指導員－調査員－世帯 | |
| 調 査 員 数 | 指導員約170人 調査員約930人 | |
| 調 査 方 法 | 自計申告（建物調査票については調査員が作成） | |
| 主 要 調 査 事 項 | 1 世帯に関する事項 2 世帯の家計を主に支える人に関する事項 3 現住居に関する事項 4 現住居の敷地に関する事項 5 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 1 住宅数の概数 2 住宅及び世帯に関すること 3 住宅の構造等に関すること 4 土地に関すること | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | |
| | 国 | 平成30年住宅・土地統計調査報告 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 住生活基本計画や耐震改修促進計画の策定、バリアフリー推進等のための基礎資料 | |

■ 労働力調査

(総務省統計局－基幹統計)

| | | |
|---------------|---|---------------------|
| 根 拠 法 規 | 統計法、労働力調査規則 | |
| 目 的 | わが国における就業・不就業の状態を毎月明らかにし、経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得ることを目的とする。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 月平均 564世帯 (37調査区) |
| | 範 囲 | 総務省統計局が指定する調査区 |
| | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 世帯主 |
| 調 査 期 日 | 毎月末日 (ただし、12月は26日現在) | |
| 調 査 系 統 | 総務省統計局－都道府県－指導員－調査員－調査世帯 | |
| 調 査 員 数 | 月平均 37人 | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての世帯員に関する事項 男女の別、出生の年月、世帯主との続柄 2 15歳以上の世帯員に関する事項 月末1週間に仕事をしたか 3 仕事を探していた人に関する事項 探している仕事 4 月末1週間に仕事をしていた人に関する事項 仕事の内容、転職希望の有無 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 労働力人口、完全失業者数、完全失業率 | |
| 公表の方法 | 県 | |
| | 国 | 労働力調査報告 (基本集計、詳細集計) |
| 結 果 の 利 用 状 況 | <ol style="list-style-type: none"> 1 雇用・失業対策などの施策基礎資料 2 国民経済計算推計資料 3 月例経済報告(内閣府)及び金融経済月報(日本銀行)の主要経済指標 | |

■ 小売物価統計調査（動向編）

（総務省統計局－基幹統計）

| | | |
|---------------|---|--|
| 根 拠 法 規 | 統計法、小売物価統計調査規則 | |
| 目 的 | 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金及び家賃について毎月調査し、物価水準の変動を測定するための消費者物価指数、その他物価に関する基礎資料を得る。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 地域における代表性を有する小売店等が扱う約500品目の商品の価格・サービス料金等 |
| | 範 囲 | 青森市、八戸市（平成32（2020）年1月から）、三沢市、むつ市（平成31（2019）年12月まで） ほか |
| | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 事業主、借家人 |
| 調 査 期 日 | 毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、生鮮食品等を調査する旬別調査は、このほか5日、22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 (調査開始年：昭和25年) | |
| 調 査 系 統 | 調査員調査品目 総務省統計局⇔県（指導員）⇔調査員⇔価格報告者（事業主、借家人） 都道府県調査品目 総務省統計局⇔県⇔価格報告者（事業主等） | |
| 調 査 員 数 | 14人（青森市6人、八戸市5人（平成31年7月任命予定）、三沢市1人、むつ市2人（平成31（2019）年12月まで）） | |
| 調 査 方 法 | 他計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | 1 指定品目の小売価格、サービス料金（価格調査） 2 家賃（家賃調査） 3 宿泊料（宿泊料調査） | |
| 主 要 集 計 事 項 | 青森市品目別小売価格 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | 青森市消費者物価指数（月） |
| | 国 | 小売物価統計調査報告（月報）、小売物価統計調査年報、総務省統計局HP等 消費者物価指数（月・年・年度）全国 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 1 消費者物価指数への利用 2 学術研究及び民間企業等における物価に関する分析のための基礎資料 | |

■ 小売物価統計調査（構造編）

（総務省統計局－基幹統計）

| | | |
|---------------|---|--|
| 根 拠 法 規 | 統計法、小売物価統計調査規則 | |
| 目 的 | 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格について調査し、地域別及び事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得る。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 地域における代表性を有する小売店等が扱う商品の価格 |
| | 範 囲 | 地域別価格差調査 弘前市、八戸市 ※八戸市：平成31（2019）年12月で調査終了 店舗形態別価格差調査 青森市 |
| | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 事業主 |
| 調 査 期 日 | 地域別価格差調査 奇数月における12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 店舗形態別価格差調査 偶数月における12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 (調査開始年：平成25年) | |
| 調 査 系 統 | 総務省統計局⇔県（指導員）⇔調査員⇔価格報告者 | |
| 調 査 員 数 | 3人（青森市1人、弘前市1人、八戸市1人（平成31（2019）年12月まで）） | |
| 調 査 方 法 | 他計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | 指定品目の小売価格 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | |
| | 国 | 小売物価統計調査報告（月報）、小売物価統計調査年報、総務省統計局HP等 消費者物価指数（月・年・年度）全国 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 1 消費者物価指数への利用 2 学術研究及び民間企業等における物価に関する分析のための基礎資料 | |

■ 家計調査

(総務省統計局－基幹統計)

| | | |
|---------------|--|---|
| 根 拠 法 規 | 統計法、家計調査規則 | |
| 目 的 | 国民生活における家計収支の実態を把握して、経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得る。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 県内143世帯 ・二人以上の世帯 132世帯（青森市96世帯、八戸市36世帯） ・単身世帯 11世帯（青森市 8世帯、八戸市 3世帯） |
| | 範 囲 | 青森市、八戸市 |
| | 選 定 方 法 | 指定地域内の標本抽出 |
| | 申 告 者 | 世帯主 |
| 調 査 期 日 | 毎月 1期 1日～15日、 2期 16日～月末 (調査開始年：昭和21年) | |
| 調 査 系 統 | 総務省統計局⇔県（指導員）⇔調査員⇔調査世帯 | |
| 調 査 員 数 | 11人（青森市8人、八戸市3人） | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 ※一部他計申告（世帯票等） | |
| 主 要 調 査 事 項 | 1 世帯の収入及び支出 2 世帯の貯蓄現在高及び借入金残高 3 世帯及び住居に関する事項 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 1 世帯の特性格収入及び支出 2 世帯の特性格貯蓄と負債 3 世帯の特性、品目別購入数量、支出金額等 4 世帯の特性格世帯分布 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | |
| | 国 | 家計調査年報 品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市ランキング 消費動向指数 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 1 国及び地方公共団体における行政上の施策への利用 2 民間企業や各種団体における消費に関する分析資料 | |

■ 平成29年就業構造基本調査 ※参考として前回調査の状況を記載。

(総務省統計局－基幹統計)

| | |
|-------------------|---|
| 根 拠 法 規 | 統計法、就業構造基本調査規則 |
| 目 的 | 国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。 |
| 調 査 単 位 及 び 対 象 数 | 39市町村内の約9,000世帯 (590調査区) |
| 調 査 範 囲 | 総務省統計局が指定する調査区 |
| 対 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| 象 申 告 者 | 対象世帯に居住する15歳以上の世帯員 |
| 調 査 期 日 | 平成29年10月1日午前零時現在 |
| 調 査 系 統 | 総務省統計局－都道府県－市区町村－指導員－調査員－対象世帯 |
| 調 査 員 数 | 指導員49人、調査員590人 |
| 調 査 方 法 | 自計申告 |
| 主 要 調 査 事 項 | <p>1 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>(1) 全員 氏名・男女の別、配偶者の有無、世帯主との続柄、出生年月、教育の状況、居住地の状況、収入の種類、前職及び初職の内容、職業訓練・自己啓発の状況、育児・介護の状況</p> <p>(2) 有業者 雇用形態・期間、勤め先の事業の内容、年間就業日数・時間、年間収入</p> <p>(3) 無業者 就業希望の有無・理由、求職活動の有無、不就業の理由、1年前の就業状態、就業経験の有無</p> <p>2 世帯に関する事項 世帯全体の年間収入、15歳未満の年齢別世帯人員</p> |
| 主 要 集 計 事 項 | <p>1 就業状態 (ふだんの就業状態、就業日数・時間等、雇用契約期間に関する事項)</p> <p>2 職業訓練・自己啓発に関する事項</p> <p>3 育児・介護に関する事項</p> <p>4 就業希望の有無・理由、希望する仕事の種類、求職活動の有無</p> <p>5 前職及び初職に関する事項</p> <p>6 世帯主の就業・不就業及び世帯員に関する事項</p> <p>7 世帯類型、家族構成及び世帯の年間収入に関する事項</p> |
| 公 表 の 方 法 | <p>県</p> <p>国</p> <p>平成29年就業構造基本調査報告</p> |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 経済財政白書等の各種白書や雇用・労働政策の企画立案など各種行政施策の基礎資料として利用 |

■ 平成28年社会生活基本調査 ※参考として前回調査の状況を記載。

(総務省統計局－基幹統計)

| | | |
|---------------|--|--------------------------|
| 根 拠 法 規 | 統計法、社会生活基本調査規則 | |
| 目 的 | 国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 約1,600世帯 (32市町村内の133調査区) |
| | 範 囲 | 総務省統計局が指定する調査区 |
| 対 象 | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 世帯主 |
| 調 査 期 日 | 平成28年10月20日現在 (生活時間については10月15日から10月23日までの9日間のうち調査区ごとに指定した連続する2日間) | |
| 調 査 系 統 | 総務省統計局－都道府県－指導員－調査員－調査世帯 | |
| 調 査 員 数 | 133人 | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | <p>1 すべての世帯員に関する事項 世帯主との続柄、出生年月又は年齢、教育の状況</p> <p>2 10歳以上の世帯員に関する事項 氏名・男女の別、配偶者の有無、学習・研究の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽の状況、ボランティア活動の状況、旅行・行楽の状況、生活行動時間、スマートフォン・パソコンなどの使用状況、健康状態</p> <p>3 15歳以上の世帯員に関する事項 仕事の状況、介護の状況</p> <p>4 世帯に関する事項 住居の種類、自家用車の有無、世帯の年間収入、介護支援の利用の状況など</p> | |
| 主 要 集 計 事 項 | 1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項、学習・研究活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動、ボランティア活動及び旅行・行楽の状況に関する事項 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | |
| | 国 | 平成28年社会生活基本調査報告 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画など各種行政施策の基礎資料 | |

■ 2019年経済センサス－基礎調査

(総務省・経済産業省－基幹統計)

| | | |
|---------------|---------|---|
| 根 拠 法 規 | | 統計法 |
| 目 的 | | 我が国の全ての産業分野における事業所・企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。 ※2019年調査は、調査期日を定めて行うこれまでの調査方法を見直し、2019年6月から2020年3月までの10か月間をかけて実施する手法に変更される。 〔 経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス－基礎調査」(平成21年7月初回調査、平成26年7月第2回調査)と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス－活動調査」(平成24年2月初回調査、平成28年6月第2回調査)の2つからなる。 〕 |
| 調 査 対 象 | 単位及び対象数 | 甲調査：県内全ての民営事業所 約59,000事業所 (農林漁家、家事サービス業(、外国公務)を除く) 乙調査：県内全ての国及び地方公共団体の事業所 約2,100事業所 |
| | 範 囲 | 全市町村 |
| | 選 定 方 法 | 全数 |
| | 申 告 者 | 事業主(新規把握事業所の場合) |
| 調 査 期 日 | | 甲調査：2019年6月～2020年3月(2か月×5期で全調査区の状況を確認) ※本県においては、2019年11月までに調査終了 乙調査：平成31年6月1日(なお、2020年も調査あり) |
| 調 査 系 統 | | 甲調査：国－県－市町村－調査員－事業所・企業 乙調査：国、県、市町村－調査対象事業所 |
| 調 査 員 数 | | 調査員(甲調査) 延べ177人(予定) |
| 調 査 方 法 | | 甲調査： 既存事業所：調査員が外観等から活動状態を確認(他計申告) 新規把握事業所：調査員が調査票を配布(自計申告) 乙調査： 国、県、市町村それぞれがその事業所ごとに調査票を送付・回収 |
| 主 要 調 査 事 項 | | 事業所の名称、所在地、活動状態 ※新規把握事業所については、従業者数、事業の内容、年間総売上(収入)金額、法人番号等も把握 |
| 主 要 集 計 事 項 | | 事業所の活動状態 産業分類、従業者数、売上(収入)金額 等(新規把握事業所のみ) |
| 公 表 の 方 法 | 県 | |
| | 国 | ・速報(事業所の活動状態に関する集計 全国結果のみ) 2020年6月末日までに公表 ・確報(事業所の活動状態に関する集計、新規把握事業所に関する集計等) 2020年12月末日までに公表 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | | 事業所母集団データベースの整備 |

■ 2020年農林業センサス

(農林水産省－基幹統計)

| | | |
|---------------|---|-----------------------------|
| 根 拠 法 規 | 統計法、農林業センサス規則 | |
| 目 的 | 我が国における農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備する。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 農林業に係る約37,000経営体（個人、会社、農協等） |
| | 範 囲 | 全市町村 |
| | 選 定 方 法 | 悉 皆 |
| | 申 告 者 | 農林業経営体を代表する者 |
| 調 査 期 日 | 2020年2月1日 | |
| 調 査 系 統 | 国（農林水産省）－県－市町村－指導員－調査員－調査客体 | |
| 調 査 員 数 | 指導員 164人、調査員 2,363人（2015年農林業センサス実績） | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> 1 農林業経営体の状況 2 耕地面積・山林面積 3 農林業労働力 4 農林産物の生産販売金額 5 農産作業の受・委託の状況 6 農業用の機械及び施設 | |
| 主 要 集 計 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> 1 農林業経営体調査 2 農山村地域調査 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | 2020年農林業センサス農林業経営体調査青森県結果書 |
| | 国 | 2020年農林業センサス調査結果書 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 各種農林行政施策の基礎資料 | |

■ 2018年漁業センサス調査（結果書作成）

（農林水産省－基幹統計）

| | | |
|---------------|--|--------------------------------|
| 根 拠 法 規 | 統計法、漁業センサス規則 | |
| 目 的 | 我が国における漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握し、水産行政施策のための基礎資料を整備することを目的とする。 | |
| 調 査 対 象 | 単位及び対象数 | 海面漁業に係る約3,700の漁業経営体（個人、会社、漁協等） |
| | 調 査 範 囲 | 海面に沿う県内22市町村 |
| | 選 定 方 法 | 悉 皆 |
| 調 査 期 日 | 平成30年11月1日 | |
| 調 査 系 統 | 国（農林水産省）－県－市町村－調査員－漁業経営体 | |
| 調 査 員 数 | 客体把握調査員 61人 実査調査員 233人 （2018年漁業センサス実績） | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | 1 個人漁業経営体の世帯員数、従事状況、漁業従事日数、兼業状況 2 使用漁船隻数・トン数、漁業種類、養殖施設規模、雇用者数、漁獲物の販売金額 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 1 海面漁業の生産構造 2 海面漁業の就業構造 3 漁船の状況 | |
| 公表の方法 | 県 | 2018年漁業センサス調査青森県結果書 |
| | 国 | 2018年漁業センサス |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 各種水産行政施策の基礎資料 | |

■ 工業統計調査

(総務省・経済産業省一基幹統計)

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| 根 拠 法 規 | 統計法、工業統計調査規則 | |
| 目 的 | 我が国における製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 製造業事業所 約2,500事業所 甲調査（従業者30人以上） 約400事業所 乙調査（従業者4人～29人） 約1,000事業所 ※（従業者3人以下） 約1,100事業所 ※ 従業者3人以下の事業所は準備調査のみ実施 |
| | 範 囲 | 日本標準産業分類による大分類E－製造業に属する事業所 |
| | 選 定 方 法 | 従業者3人以下の事業所を本調査（甲調査及び乙調査）の対象外とする裾切調査として実施 経済センサスー活動調査実施年（5年毎。直近は平成28年）は同調査により製造業の実態を把握するため、工業統計調査は実施しない。 |
| | 申 告 者 | 製造業に属する事業所の管理責任者 |
| 調 査 期 日 | 6月1日 (調査開始年：明治42年) | |
| 調 査 系 統 | 調査員調査 総務省・経済産業省⇄県⇄市町村⇄指導員⇄調査員⇄事業所 国担当調査 総務省・経済産業省⇄事業所 | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | 1 事業所名、所在地 | 9 有形固定資産 |
| | 2 本社又は本店所在地 | 10 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 |
| 主 要 集 計 事 項 | 3 他事業所の有無 | 11 製造品の出荷額、在庫額等 |
| | 4 経営組織 | 12 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合 |
| | 5 資本金額又は出資金額 | 13 工業用地及び工業用水 |
| | 6 従業者数 | |
| | 7 現金給与総額 | |
| | 8 原材料、燃料、電力使用額及び委託生産費等 | |
| | 1 産業別、従業者規模別、都道府県別（事業所数、従業者数、製造品出荷額等） | |
| | 2 品目別（事業所数、製造品出荷額等） | |
| 3 市区町村別、産業中分類別（事業所数、従業者数、製造品出荷額等） | | |
| 4 地域別、規模別工業用地、工業用水の状況 | | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | 青森県工業統計結果書 |
| | 国 | ・速報 2020年2月頃 ・確報 2020年5月頃以降順次 工業統計表（産業別、品目別、地域別） |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 1 国、地方公共団体の行政施策の基礎資料 2 民間企業の企画経営の参考資料 | |

■ 商業動態統計調査

(経済産業省一基幹統計)

| | | |
|---------------|--|--|
| 根 拠 法 規 | 統計法、商業動態統計調査規則 | |
| 目 的 | 商業を営む事業所・企業の事業活動の実態を明らかにし、景気の動向判断及び経済施策の基礎資料を得る。 | |
| 調 査 対 象 | 単 位 及 び 対 象 数 | 商業を営む事業所 187事業所 指定事業所 138事業所 指定調査区 2地区49事業所 |
| | 範 囲 | 日本標準産業分類による卸売業、小売業に属する事業所 (代理商、仲立業、料理品小売業及び新聞小売業を除く。) |
| | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 事業所の管理責任者 |
| 調 査 期 日 | 毎月末日 (調査開始年：昭和28年) | |
| 調 査 系 統 | 経済産業省⇔県⇔調査員⇔事業所 経済産業省⇔県⇔事業所 経済産業省⇔オンライン⇔事業所 | |
| 調 査 員 数 | 調査員 8 人 指定事業所 6 人 (青森市 2 人、弘前市 2 人、八戸市 2 人) 指定調査区 2 人 (弘前市 1 人、十和田市 1 人) | |
| 調 査 方 法 | 自計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | 1 事業所名 2 事業所所在地 3 従業者数 4 商品販売額 | |
| 主 要 集 計 事 項 | 業種別、年次別販売額・指数 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | |
| | 国 | 月報 翌々月 年報 翌年 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 1 国、県の商業施策資料 2 民間企業の経営方針 | |

■ 毎月勤労統計調査

(厚生労働省－基幹統計)

| | | |
|---------------|--|---|
| 根 拠 法 規 | 統計法、毎月勤労統計調査規則 | |
| 目 的 | 雇用、給与及び労働時間について、全国及び都道府県別に各産業別の変動を明らかにし、各種雇用労働対策の基礎資料とする。 | |
| 調 査 対 象 | 単位及び対象数 | 第一種事業所 全国調査・地方調査 約90事業所(常用労働者30人以上の事業所) " 地方調査のみ 約220事業所 第二種事業所 全国調査・地方調査 約240事業所(常用労働者5～29人の事業所) 特 別 調 査 39調査区内の常用労働者1～4人の事業所 |
| | 範 囲 | 日本標準産業分類による農業、林業、水産業、家事サービス及び外国公務並びに公務を除く産業に属する事業所 |
| | 選 定 方 法 | 標本抽出 |
| | 申 告 者 | 事業主 |
| 調 査 期 日 | 第一種・第二種事業所調査 毎月給料締切日 特別調査 毎年7月末日 | |
| 調 査 系 統 | 第一種事業所調査 厚生労働省－都道府県－対象事業所 第二種事業所調査 厚生労働省－都道府県－調査員－対象事業所 特 別 調 査 厚生労働省－都道府県－調査員－対象事業所 | |
| 調 査 員 数 | 第二種事業所調査24人、特別調査39人 | |
| 調 査 方 法 | 第一種事業所調査 自計申告 第二種事業所調査及び特別調査 他計申告 | |
| 主 要 調 査 事 項 | (第一種・第二種事業所調査) 1 生産品の名称又は事業内容 2 操業日数及び企業規模 3 常用労働者数、実労働時間、出勤日数及びきまって支給する現金給与額 4 特別に支払われた給与の名称及び金額 (特別調査) 1 生産品の名称又は事業内容及び企業規模 2 常用労働者数、性別、通勤・住込の別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間、きまって支給する現金給与額、過去1年間に特別に支払われた現金給与額 | |
| 主 要 集 計 事 項 | (第一種・第二種事業所調査) 1 月間1人当たり現金給与総額及び賃金指標 2 月末労働者数及び雇用指標 3 月間労働時間数及び労働時間指数 4 月間出勤日数及び増減 | |
| 公 表 の 方 法 | 県 | 毎月勤労統計調査月報(地方調査) 同年報 |
| | 国 | 毎月勤労統計調査月報(全国調査) 同年報 毎月勤労統計調査特別調査結果報告書 |
| 結 果 の 利 用 状 況 | 1 雇用政策、賃金政策、労働経済政策の基礎資料 2 国民経済計算推計資料 3 月例経済報告(内閣府)及び金融経済月報(日本銀行)の主要経済指標 | |

執筆担当者

| 氏名 | 所属 | 担当章 |
|----------|--------------------------------|------------|
| 李 永 俊 | 弘前大学 人文社会科学部 教授・地域未来創生センター長 | 第1章 第4章 |
| 花 田 真 一 | 弘前大学 人文社会科学部 講師 | 第2章 |
| 日比野 愛 子 | 弘前大学 人文社会科学部 准教授 | 第3章 |
| 青森県統計分析課 | | 参考資料1～4 |

令和元年

統計調査における学生調査員の 世帯調査の可能性に関する調査報告書

2019年12月

編集・発行

弘前大学人文社会科学部

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センター

Innovative Regional Research Center